

1．評価対象に関する事項				
法人名	独立行政法人自動車事故対策機構			
評価対象事業年度	年度評価	令和5年度（第5期）		
	中期目標期間	令和4～令和9年度		

2．評価の実施者に関する事項				
主務大臣	国土交通大臣			
	法人所管部局	物流・自動車局	担当課、責任者	大臣官房参事官（自動車（保障）） 忍海邊 智子
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 波々伯部 信彦
主務大臣				
	法人所管部局		担当課、責任者	
	評価点検部局		担当課、責任者	

3．評価の実施に関する事項				
評価の実効性を確保するため実施した手続等は以下のとおり。 令和6年6月25日 理事長及び監事等ヒアリング実施 令和6年7月 2日 外部有識者から意見聴取実施 堀田 一吉（慶應義塾大学商学部教授） 有賀 徹（昭和大学名誉教授、元(独)労働者健康安全機構理事長） 園 高明（弁護士、元公益財団法人日弁連交通事故相談センター副理事長） 春日 伸予（芝浦工業大学工学部名誉教授）				

4．その他評価に関する重要事項				
特になし				

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		B	B		
評価に至った理由	「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成27年4月1日国土交通省 決定)の規定に基づき重要度の高い項目を考慮した項目別評価の算術平均に最も近い評価が「B評価」であること、また、下記事項を踏まえ「B評価」とする。 【項目別評価の算術平均】 (A4点×4項目+A4点×1項目×2+B3点×18項目+B3点×1項目×2)÷(24項目+2項目)≒3.23 ※なお、算術にあたっては、評価毎の点数をS：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い2項目(項目別評価総括表、項目別評価調査参照)については、加重を2倍としている。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	項目別評価のとおり、評価項目全24項目のうち5項目について「中期目標における所期の目標を上回る成果が得られている」、19項目について「中期目標における所期の目標を達成している」と認められる業務運営を行っており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、安定的な経営が実現できていることから、法人全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象は無かった

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	該当なし
その他特記事項	該当なし

様式 1－1－3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項								
安全指導業務等		B	B					
指導講習、適性診断の充実・改善		B	B				1－1	
民間参入の促進		A重	A重				1－1	
運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着		B	B				1－1	
国の安全対策への貢献		B	B				1－1	
被害者援護業務		B	B					
治療・看護の充実		B重	B重				1－2	
知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援、重度脊髄損傷者に係る受入環境整備		B	B				1－2	
介護料の支給等		A○	A○				1－2	
自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供の充実等		B	B				1－2	
貸付・精神的な支援の実施		B	B				1－2	
債権管理・回収の強化		B	B				1－2	
自動車アセスメント業務		B	B					
効率的・効果的な試験・評価の実施		B○ 重	B○ 重				1－3	
わかりやすい情報提供		A	A				1－3	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書No.」欄には、5年度の項目別評価調書の項目別調書No.を記載。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等		B	B				2－1－1	
一般管理費・業務経費の削減、調達等合理化の取組の推進		B	B				2－1－2	
外部評価の実施、公表		B	B				2－1－3	
業務のデジタル化及びシステムの最適化		B	B				2－2	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
財務運営の適正化		B	B				3－1	
自己収入等の拡大		B	B				3－2	
保有資産の見直し		B	B				3－3	
短期借入金の限度額		－	－				3－4	
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		－	－				3－5	
重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		－	－				3－6	
剰余金の使途		－	－				3－7	
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項								
内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策		B	B				4－1	
施設及び設備に関する計画		B	B				4－2	
人事に関する計画		B	B				4－3－1	
人材の活用・育成		A	A				4－3－2	
自動車事故対策に関する広報活動		A	A				4－4	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	安全指導業務等 指導講習・適性診断の充実・改善、民間参入の促進、運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着、国の安全対策への貢献		
業務に関連する政策・施策	政策目標：5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標：16 自動車事故の被害者の救済を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第1号、第2号及び第9号
当該項目の重要度、困難度	・民間参入の促進【困難度：高】 民間参入の促進については、運輸業の事業者団体等の経営判断等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号188－3

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
指導講習受講者数	－	2,861回 111,127人	3,114回 109,225人	2,926回 107,641人						予算額（千円）	2,485,000	2,656,000			
指導講習（基礎・一般）受講者数	－	109,952人	107,965人	106,358人						決算額（千円） ※注1～注3	2,385,723	2,566,544			
適性診断受診者数	－	418,490人	418,371人	415,969人						経常費用（千円） ※注1～注3	3,094,380	3,228,203			
適性診断（一般、C付、初任、適齢）支所内受診者数	－	263,312人	263,937人	264,034人						経常利益（千円） ※注1～注3	78,770	118,604			
一般診断受診者数	－	234,437人	231,178人	216,586人						行政コスト（千円）	3,094,588	3,228,434			
一般診断支所外受診者数	－	138,921人	137,733人	134,774人						従事人員数 ※注4	319	333			
一般診断支所外受診率	中期目標期間の各年度において55%以上	59.3%	（計画）55%以上 （実績）59.6%	（計画）55%以上 （実績）62.2%											
達成度	－	118.6%	108.4%	113.1%											
指導講習テキスト頒布数	中期目標期間の最終年度までに250,000冊以上	65,774冊	（計画）50,000冊 （実績）61,243冊	（計画）50,000冊 （実績）63,022冊											
達成度	－	243.6%	122.5%	126.0%											

	指導講習講師 要件研修参加 者数	—	83 人	110 人	109 人											
	指 導 講 習 民 間参入事業者 数（年度末事 業者数）	—	140 者	141 者	148 者											
	ナスバネット 提供数	中期目標期 間の最終年 度までに 260,000 件 以上	60,615 件	(計画) 52,000 件 (実績) 64,884 件	(計画) 52,000 件 (実績) 72,384 件											
	達成度	—	—	124.8%	139.2%											
	カウンセラー 要件研修参加 者数	—	40 人	41 人	31 人											
	適 性 診 断 民 間参入事業者 数（年度末事 業者数）	—	120 者	121 者	128 者											
	安全マネジメ ント評価実施 事業者数	—	21 者	56 者	58 者											
	安全マネジメ ントコンサル ティング実施 件数	—	11 件	11 件	12 件											
	講師派遣実施 件数	—	309 件	438 件	489 件											
	ガイドライン セミナー実施 回数、参加人 数	—	113 回 1,822 人	107 回 1,741 人	107 回 1,624 人											
	リ ス ク 管 理 （基礎）セミ ナー 実 施 回 数、参加人数	—	98 回 1,199 人	85 回 1,046 人	86 回 955 人											
	内部監査（基 礎）セミナー 実施回数、参 加人数	—	88 回 1,000 人	85 回 972 人	90 回 1,027 人											

[illegible]

実績額（安全指導業務等全体の実績額）を記載。

※注 2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注 3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注 4）従事人員数については、現場職員が間接部門及び事業部門を横断的に担務しており業務ごとに切り分けられないため、常勤職員数から計上可能な本部の間接部門専属人数を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
						安全指導業務等の評価：B 【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4点×1項目+B3点×3項目)÷4項目=3.25 ⇒算術平均に最も近い評価は「B」評価である。 ※算定にあたっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。	安全指導業務等の評価：B 【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4点×1項目+B3点×3項目)÷4項目=3.25 ⇒算術平均に最も近い評価は「B」評価である。 ※算定にあたっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。 〈評価に至った理由〉 安全指導業務等においては、全国に存在する自動車運送事業者に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供し、年度計画の目標値である自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度に関して十分に達成している。 また、安全指導業務等のうち、困難度を「高」と設定している「民間参入の促進」については、指導講習講師・適性診断カウンセラーの資格要件研修の実施といった取組を着実に実施している上に、指導講習教材の頒布数やナスバネットの提供数は年度計画を大きく上回っている。 以上により安全指導業務等において困難度を「高」と設定している1項目を含め、いずれの項目も目標達成していること等を総合的に判断し、B評価とするものである。

							評価
	① 安全指導業務等が事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、全国に存在する自動車運送事業者に対し、全国一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供する。 あわせて、効果を検証しつつ、非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図る等、ICT技術の活用によるユーザーの利便性の向上と業務運営の効率化を図る。 また、これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により安全指導業務の一層の充実	① 全国に存在する自動車運送事業者に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供します。 あわせて、効果を検証しつつ、非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図るほか、インターネット適性診断システム等の契約事業者等(注1)による支所以外での一般診断受診者の割合を中期目標期間の各年度において55%以上とする等、ICT技術の活用によるユーザーの利便性の向上と業務運営の効率化を図ります。 また、これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により、安全指導業務の一層の充	① 全国に存在する自動車運送事業者に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供します。 あわせて、効果を検証しつつ、非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図るほか、インターネット適性診断システム等の契約事業者等(注1)による支所以外での一般診断受診者の割合を55%以上とする等、ICT技術の活用によるユーザーの利便性の向上と業務運営の効率化を図ります。 また、これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により、安全指導業務の一層の充 これらの施策	＜主な定量的指標＞ - 一般診断支所外受診率 - 自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度 ＜その他の指標＞ - 適性診断受診者数 - 指導講習受講者数 - 指導講習の開催数 ＜評価の視点＞ - 全国に存在する自動車運送事業者に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会が提供されているか。 - 指導講習教材の改定が適切になされているか。 - 非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図っているか。 - インターネット適性診断システムによる支所以外的一般	＜主要な業務実績＞ 1) 安全指導業務実績 安全指導業務における指導講習受講者数及び適性診断受診者数の実績は、以下のとおり、指導講習受講者数の総数は、107,641人（前年度109,225人）、適性診断受診者数の総数は、415,969人（前年度418,371人）となった。 令和5年度は全国の支所において、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されたことを踏まえた「※新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」に基づき感染防止対策をしながら、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供した。 なお、令和5年度においては、引き続き指導講習受講者の受講機会の拡大、利便性の向上を主目的として、令和2年11月から開始した「動画視聴方式」の開催状況等の見直しを行いつつ、多頻度で開催した。 全国一律のサービス提供のため、全国50支所において指導講習・適性診断を実施し、指導講習においては開催回数2,926回（前年度3,114回）の受講機会を提供した。適性診断については、支所での実施に加え、事業者への適性診断機器の導入促進及び貸出機器の利用促進を図ることにより、受診機会の拡大に努めた。 ※新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン 政府機関等が発出している指針に基づく他、公衆衛生の専門家の監修の下に策定。 2) 指導講習教材の改定 指導講習テキストに国土交通省が推進する「事業用自動車総合安全プラン2025」の重点施策内容である「ICTを活用した事故防止」、「健康管理を通じた高齢運転者への事故防止」等に関する内容を掲載し、指導講習において周知・啓発を図った。 また、関係法令の改正に応じて、最新の法令を指導講習テキストに掲載した。	＜評価と根拠＞ 評価：B - 全支所において、一律かつ質の高い指導講習及び適性診断の受講・受診等の機会を提供し、自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度において4.00以上（指導講習：4.55（対計画値113.8%）、適性診断：4.61（対計画値115.3%）、事業者：4.35（対計画値108.8%））の評価を得た。 - 関係法令の改正に応じた最新情報を指導講習教材に掲載するとともに、国土交通省が推進する「事業用自動車総合安全プラン2025」の重点施策内容である「ICTを活用した事故防止」、「健康管理を通じた高齢運転者への事故防止」等も考慮し、指導講習テキストを製作し、指導講習において周知・啓発を行った。 - 非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図る取組として「動画視聴方式」による指導講習の開催を拡大し、遠隔カウンセリング実施体制の推進等、充実を図った。 - ナスバネットを適切に管理し、契約事業者等において24時間365日受診できる環境を維持、その利便性を周知し、利用促進を図ることにより、目標値	評価 B ＜評価に至った理由＞ 全国に存在する自動車運送事業者に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供し、年度計画の目標値である、自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度（講習・診断・事業者）及び一般診断支所外受診率に関して年度計画を十分に達成するなど、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

	を図る。 これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する 5 段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に 4.00 以上とする。 【指標】 ・指導講習受講者数（平成 29 年から令和 2 年度までの平均受講者数：122,272 人） ・適性診断受診者数（平成 29 年から令和 2 年度までの平均受診者数：455,698 人）	実を図ります。 これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する 5 段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に 4.00 以上とします。 （注1）「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。	を実施することにより、自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する 5 段階評価の調査において、4.00 以上とします。 （注1）「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。	診断受診者の割合が 55%以上確保されているか。	3) 非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実 ① 「動画視聴方式」による指導講習の開催拡大 コロナ禍における受講機会の確保及びデジタル技術の活用を推進を目的として、受講方式の選択肢を増加することで、利用者利便の向上に寄与するため、令和2年度より全国において開始している「動画視聴方式」による指導講習を、より積極的に開催した。 また、支所内の適性診断ブースを活用して実施する等、効率的な受講機会の提供に努めたことにより、1,638回（基礎講習：108回、一般講習1,530回）実施し、29,558人（基礎講習：2,876人、一般講習：26,682人）が受講した。 さらにICT技術を活用した方式の講習の具体化に向けて検討を進めている。 ② 遠隔カウンセリング実施体制の推進 令和5年1月よりICT技術を活用した「遠隔カウンセリング」を実施できる体制を整備した。令和5年度においても継続的に実施を図るとともに、習熟度を向上させ突発的な事象によりカウンセリングの実施が困難となった場合においても遠隔にて実施する等、適性診断受診者の利便性が向上した。 4) 支所以外での一般診断の受診促進、契約事業者等への利用促進 契約事業者等に対する一般診断の利用促進を図り、ナスバ支所以外での一般診断支所外受診率55%の目標に対して62.2%（対計画値：113.1%）の実績を達成した。 契約事業者に対しては、ナスバネット（ナスバのインターネットを活用した適性診断システム）の利用によるメリット等の情報提供を行った。 ・ 自社において24時間365日いつでも適性診断ができること。 ・ 過去の適性診断の受診状況について情報	55%を上回る62.2%（対計画値：113.1%）の一般診断支所外受診率を達成した。 以上により、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。 ＜課題と対応＞ ・引き続き、全国に存在する自動車運送事業者に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供していく。 ・ICT技術の活用によるユーザーの利便性の向上と業務運営の効率化を図る。 ・これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献の方法を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により、安全指導業務の一層の充実を図る。	
--	---	---	--	---------------------------------	---	--	--

					を提供し、繰り返し受診が事故防止に対して、より一層効果的であること。 これらの情報提供により、契約事業者のナスバネットの利用促進が図られた。 5) 自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度 全支所において、一律かつ質の高い指導講習・適性診断を提供するための参考情報とすべく、指導講習受講者・適性診断受診者・事業者に対し、アンケート調査を実施した。それぞれ以下のとおり、4.00以上の評価を得た。 【指導講習】4.55（計画値：4.00、対計画値：113.8%） 【適性診断】4.61（計画値：4.00、対計画値：115.3%） 【事業者】4.35（計画値：4.00、対計画値：108.8%）		
--	--	--	--	--	--	--	--

	（平成 29 年度から令和 2 年度までの平均参加者数:72 者(112 人)） ・民間参入促進を目的としたカウンセラー要件研修参加者数（平成 29 年度から令和 2 年度までの平均参加者数:39 者(50 人)） ・指導講習参入事業者数(令和 2 年度末の参入事業者数：137 者) ・適性診断参入事業者数(令和 2 年度末の参入事業者数：117 者) 【困難度：高】 民間参入の促進については、運輸業の事業者団体等の経営判断等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。				分の測定を提供した。 ④ 安全指導業務の質の維持 他の認定機関の安全指導業務の質の維持が図られるよう平成 27 年度より毎年 5 月に、各主管支所において「指導講習認定機関連絡会」を開催している。令和 5 年度については、131 者に対して指導講習テキストの内容や法令改正等のポイントを教示した。 3) 民間参入の状況 上記取組等の結果、令和 5 年度において、指導講習 7 者、適性診断 11 者が国土交通省の認定を受けた。 なお、令和 5 年度末現在における認定団体の総数は、指導講習 148 者、適性診断 128 者となっている（いずれもナスバを除く）。		分のアプリケーションを提供するとともに、72,384 人（一般診断:15,529 人、初任診断:35,514 人、適齢診断：20,359 人、特定診断Ⅰ・Ⅱ：982 人）分の測定を提供した。（年度計画比 139.2%） ○「指導講習認定機関連絡会」を開催し指導講習テキストの内容や法令改正等のポイントを教示 以上により、年度計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、A 評価とした。 ○主な定量的指標 <table><tr><td></td><td>計画</td><td>実績</td><td>達成度</td></tr><tr><td>指導講習テキスト配布数</td><td>50,000 冊</td><td>63,022 冊</td><td>126.0%</td></tr><tr><td>ナスバネット提供数</td><td>52,000 件</td><td>72,384 件</td><td>139.2%</td></tr></table> <その他事項> （有識者からの意見） ・ A 評価について異論はない。		計画	実績	達成度	指導講習テキスト配布数	50,000 冊	63,022 冊	126.0%	ナスバネット提供数	52,000 件	72,384 件	139.2%
	計画	実績	達成度																
指導講習テキスト配布数	50,000 冊	63,022 冊	126.0%																
ナスバネット提供数	52,000 件	72,384 件	139.2%																

	安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図る。 これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に4.00以上とする。 【指標】 ・安全マネジメント認定セミナー受講者数（平成29年度から令和2年度までの平均受講者数：4,361人） ・運輸安全マネジメント評価件数（平成29年度から令和2年度までの平均事業者数：8者） ・運輸安全マネジメントコンサルティング	を実施することにより、自動車運送事業者の運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による自動車事故防止への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に4.00以上を目指します。	これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による自動車事故防止への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、4.00以上を目指します。	＜評価の視点＞ ・自動車運送事業者全般への運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に向けた体制の構築、改善の支援の実施及び安全マネジメント業務の一層の充実・改善が図られているか。	の紹介等を行い、運輸安全マネジメントの普及・啓発を図った。 ・ガイドラインセミナー 国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、運輸安全マネジメント制度のガイドライン14項目について、具体的事例を交え解説した。 【実績】107回1,624人（前年度107回1,741人） ・リスク管理（基礎）セミナー 国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、ガイドライン項目「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」について、事故の再発・未然防止に関するリスク管理の必要性や事故等情報の収集・活用方法等など、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行った。 【実績】86回955人（前年度85回1,046人） ・内部監査（基礎）セミナー 国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、ガイドライン項目「内部監査」について、内部監査員の役割や監査方法、是正・改善措置の方法といった、内部監査を実施するために必要な知識など、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行った。 【実績】90回1,027人（前年度85回972人） ・防災マネジメントセミナー 国土交通省から認定を受けたセミナーとして、令和4年度から全国各地において開催し、「運輸防災マネジメント指針」の解説及び自社の防災対策チェック・災害リスクの分析手法を取得するためのワークショップを行った。 【実績】31回400人（前年度37回643人） ・リスク感受性向上セミナー ナスバは、国土交通省が運輸安全マネジメント評価で把握した中間管理者層の力	全マネジメントコンサルティング、講師派遣等を紹介するなど、あらゆる機会を通じ、運輸安全マネジメントのより一層の定着・浸透に係る取組を推進する。 ・動画視聴方式の導入に伴う職員の講義機会の減少を要因とした講師力量の低下への対応として、経験豊富な職員が運輸安全マネジメント評価や関係講習会を実施する際、業務経験が浅い職員を立ち合わせることで、経験を積む機会を提供する等のOJTに取り組む。	
--	--	--	---	--	---	---	--

	件数（平成 29 年度から令和 2 年度までの平均事業者数：27 者）				量が事故の増減に係るものの、自動車運送事業者において中間管理者層を育成する仕組みが構築されていない傾向にあるとの課題に対して、中間管理者層の力量（気づく力・報告する力・伝える力）の向上を支援すべく、他の実施機関に先駆け令和 5 年 6 月に、国土交通省より『リスク感受性向上セミナー』の認定を取得した。その後、同年 8 月より本セミナーを全国の主管支所において開催し、自動車運送事業の現場に存在する具体的な安全上のリスクについて、参加者が自ら考える参加型の研修を実施した。 ④ ナスバ安全マネジメントセミナー 運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知・浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取組に活かすことができるよう、運輸安全マネジメントに関する最新情報や取組報告を主体とした、「ナスバ安全マネジメントセミナー」を例年、東京で開催している。 令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時開催を断念していたものの、令和 5 年度はコロナ禍からの回復を受け、同年 10 月に 3 年ぶりに開催し、とりわけ本セミナーにおいては、ナスバ業務の両輪となる事故防止と被害者支援のさらなる連携強化の観点から、自動車事故被害者・遺族団体より講師を招き、特別講演を依頼した。 【来場者】702 人 ⑤ ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材の頒布 リスク管理（基礎）セミナー等で使用している教材を事業所で活用できるよう、ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材の頒布を行った。なお、現状の最新版である KYT-V を令和元年にリリースした後、4 年間が経過したため、自動車運送事業者から新たな事例を収集し、KYT-VI を作成した。		
--	--	--	--	--	---	--	--

					【実績】 317 部（前年度 486 部） 2）ISO 39001 の管理・運用の取組 ISO/TC241（ISOに設置された専門委員会）において開発が進められていた規格案について、国内審議委員会の下に設置されている専門委員会において検討を実施し、国内審議委員の了承の上、ISO/TC241に対して日本の意見を提案した。 3）運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による自動車事故防止への活用度 運輸安全マネジメント評価事業者・安全マネジメントコンサルティング実施事業者・安全マネジメント関係講習会受講者に対し、アンケート調査を実施し、それぞれ4.00以上の評価を得た。 【安全マネジメント業務平均】 4.63		
--	--	--	--	--	---	--	--

						＜評価と根拠＞	＜主要な業務実績＞	＜評価と根拠＞	＜主要な業務実績＞
						＜評価と根拠＞	＜主要な業務実績＞		
④	近年の高齢運転者による重大事故の発生等を踏まえ、国においては、高齢運転者による事故防止対策等の一層の強化を図ることから、機構としては国の安全対策への対応として、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めることから、機構としては国の安全対策への対応として、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めるほか、安全指導業務等の体制を確保しつつ、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施する。	④	国の安全対策への対応として、高齢運転者による事故防止対策等の一層の強化のため、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めるほか、安全指導業務等の体制を確保しつつ、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施します。	④	国の安全対策への対応として、高齢運転者による事故防止対策等の一層の強化のため、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めるほか、安全指導業務等の体制を確保しつつ、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施します。	＜主な定量的指標＞	なし	④	国の安全対策への対応として、高齢運転者による事故防止対策等の一層の強化のため、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めるほか、安全指導業務等の体制を確保しつつ、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施します。
						＜その他の指標＞	・安全マネジメント評価実施事業者数 ・貸切バス事業者安全性評価認定制度への協力件数 ・貸切バス適正化事業への協力件数	＜評価の視点＞	・高齢運転者による事故防止対策等の一層の強化のため、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めているか ・安全指導業務等の体制を確保しつつ、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施されているか ・関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取組について、団体等の要請に応じ、全国に支所を有する体制、機構の専門性やノウハウ、人材面の強みを活かした支援を実施する。
							1) 高齢運転者による事故防止対策等に寄与する新たな適性診断の測定項目の研究開発 高齢運転者の事故防止対策として、大学機関と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たな適性診断の測定項目について、高齢運転者の事故防止の観点から必要な研究開発を着実に進めた。令和5年度は、研究用のテストをもとに、自動車運送事業者の協力を得て、実際の運転者に受診いただき、データを蓄積するとともに、そのデータを分析し、検証及び改善を実施した。		1) 高齢運転者による事故防止対策等に寄与する新たな適性診断の測定項目の研究開発 高齢運転者の事故防止対策として、大学機関と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たな適性診断の測定項目について、高齢運転者の事故防止の観点から必要な研究開発を着実に進めた。令和5年度は、研究用のテストをもとに、自動車運送事業者の協力を得て、実際の運転者に受診いただき、データを蓄積するとともに、そのデータを分析し、検証及び改善を実施した。
							2) 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」への支援 貸切バス事業の更新制度の導入において、行政処分を受けた事業者が更新を行う際、運輸安全マネジメント評価を受けることが義務付けされたことから、ナスバでは、運輸安全マネジメント評価に柔軟に対応し、令和5年度においては、対象となる貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価を55件実施した。（前年度：50件）		2) 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」への支援 貸切バス事業の更新制度の導入において、行政処分を受けた事業者が更新を行う際、運輸安全マネジメント評価を受けることが義務付けされたことから、ナスバでは、運輸安全マネジメント評価に柔軟に対応し、令和5年度においては、対象となる貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価を55件実施した。（前年度：50件）
							3) 関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取組に対する支援 ① 公益社団法人日本バス協会による「貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）」において、現地における施設等の安全確認審査等の支援を実施することで、貸切バスの安全性向上と貸切バスの利用者が安心してバスを選択できるための環境作りに貢献した。 【実績】231件（前年度：236件） ② 一般貸切旅客自動車運送適正化機関が行う貸切バス事業者に対する法令遵守状況の確認・改善指導を目的とした巡回指導について、同機関からの要請に応じ、適正化指導員としてナスバ職員を派遣した。 【実績】17件（前年度：18件）		3) 関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取組に対する支援 ① 公益社団法人日本バス協会による「貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）」において、現地における施設等の安全確認審査等の支援を実施することで、貸切バスの安全性向上と貸切バスの利用者が安心してバスを選択できるための環境作りに貢献した。 【実績】231件（前年度：236件） ② 一般貸切旅客自動車運送適正化機関が行う貸切バス事業者に対する法令遵守状況の確認・改善指導を目的とした巡回指導について、同機関からの要請に応じ、適正化指導員としてナスバ職員を派遣した。 【実績】17件（前年度：18件）
							・高齢運転者の事故防止対策として、大学機関と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たな適性診断の測定項目について、高齢運転者の事故防止の観点から研究データを収集、分析・検証を行うとともに必要な研究開発を着実に進めた。 ・貸切バスの事業許可更新制導入に伴い設定された要件「前回許可時から更新申請時までの間に行政処分を受けた場合は、更新許可申請時までに認定事業者による運輸安全マネジメント評価を受けること」に柔軟に対応し、積極的に評価の提供を行った他、全国の支所より「貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）」及び「一般貸切旅客運送適正化実施機関」への要員派遣を通じて、国の「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」へ貢献した。 ・「事業用自動車総合安全プラン2025」の事故削減目標に向け、指導講習テキストに本プランの重点施策内容である「ICTを活用した事故防止」、「健康管理を通じた高齢運転者への事故防止」等の内容を掲載し周知を行った他、高齢運転者に対する適性診断の提供により、加齢による身		・高齢運転者の事故防止対策として、大学機関と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たな適性診断の測定項目について、高齢運転者の事故防止の観点から研究データを収集、分析・検証を行うとともに必要な研究開発を着実に進めた。 ・貸切バスの事業許可更新制導入に伴い設定された要件「前回許可時から更新申請時までの間に行政処分を受けた場合は、更新許可申請時までに認定事業者による運輸安全マネジメント評価を受けること」に柔軟に対応し、積極的に評価の提供を行った他、全国の支所より「貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）」及び「一般貸切旅客運送適正化実施機関」への要員派遣を通じて、国の「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」へ貢献した。 ・「事業用自動車総合安全プラン2025」の事故削減目標に向け、指導講習テキストに本プランの重点施策内容である「ICTを活用した事故防止」、「健康管理を通じた高齢運転者への事故防止」等の内容を掲載し周知を行った他、高齢運転者に対する適性診断の提供により、加齢による身

	活かした支援を実施する。			上に関する取組に対して支援がされているか	4)「事業用自動車総合安全プラン2025」への貢献 ① 本プランの事故削減目標に向け、指導講習テキストに本プランの重点施策内容である「ICTを活用した事故防止」、「健康管理を通じた高齢運転者への事故防止」等に関する内容を掲載し、指導講習において周知・啓発を図った。 ② 65才以上の事業用自動車の運転者等に対して行う適齢診断を73,954人（前年度73,328人）に実施し、加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のために身体機能の変化に応じた運転行動について留意すべき点に関する助言・指導を行った。 ③ 本プランのフォローアップの場である「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」において、「超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策」等、ナスバの安全指導業務の取組を報告した。	体機能の変化の運転行動への影響を認識させる等、同プランの事故削減目標への取組を進めた。 以上により、年度計画を達成しているものと判断し、B評価とするものである。 ＜課題と対応＞ ・高齢運転者の事故防止対策として、令和5年度までの研究開発の結果を踏まえ、引き続き、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めるとともに、現行適性診断の刷新に向けた取組を継続する。 ・運輸安全マネジメント評価を担う安全評価員や、その候補者の確保及び育成のため、引き続き力量の維持・向上を図る。 ・貸切バスの事業許可更新を予定する事業者に対して、引き続き運輸安全マネジメント評価など必要な業務及び情報提供を実施する。	
--	--------------	--	--	----------------------	---	---	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書 (国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	被害者援護業務 治療・看護の充実、知見・成果の普及促進 在宅介護への支援、重度脊髄損傷者に係る受入環境整備、介護料の支給等、自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供の充実等、貸付・精神的な支援の実施、債権管理・回収の強化		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第3号～第6号
当該項目の重要度、困難度	・療護施設の設置・運営 治療・看護の充実【困難度：高】 入院希望者の待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容態により療護施設へ搬送できない場合等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。 ・療護施設の設置・運営 治療・看護の充実【困難度：高】 療護施設の治療改善効果は、入院患者にかかる事故の様態、脳の損傷部位、受傷時の年齢等の影響を大きく受けるものであり、また、入院患者の高齢化や重症化（遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）が高い）も進んでいるため。 ・介護料の支給等【重要度：高】 介護料制度は、被害者救済政策上の見地から、自動車事故における被害者の自賠責保険制度による保険金等だけでは十分にカバーされない日々の介護に要する費用を補い、在宅介護を受ける自動車事故の被害者保護の増進を図るためのものであり、被害者援護業務の根幹となっている。これを土台として、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会の変化やデジタル技術の進展を踏まえ、孤立しがちな被害者やその家族の精神的支柱となる訪問支援について、従来の対面による実施に加え、リモート化による対応など介護料受給者の精神的支援の一層の充実を図ることが大変重要となるため。 ・介護料の支給等【困難度：高】 介護料受給者の中には本人又は家族が働いていることや、家庭の事情から訪問を望まない方もおり、必ずしも戸別訪問が実施できる訳ではないため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号188－1、188－2、188－3

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
入退院時ナス バスコアの平 均値の差	中期目標期 間の年度ご とに 12.5 点以上	—	(計画) 12.5 点以上 (実績) 11.4 点	(計画) 12.5 点以上 (実績) 12.9 点							予算額（千円）	8,776,000	9,851,000		
達成度	—	—	91.2%	103.2%							決算額（千円）	8,766,308	8,848,397		

										※注 1 ～注 3					
療護施設への 入 院 希 望 者の待機期間	—	平均 3 ヶ月	平均 3 ヶ月	平均 3 ヶ月						経常費用（千円） ※注 1 ～注 3	8, 889, 192	8, 972, 979			
日本脳神経外 科学会等にお ける研究発表 件数	中期目標期 間の年度毎 に 55 件以 上	47 件	(計画) 55 件以上 (実績) 58 件	(計画) 55 件以上 (実績) 66 件						経常利益（千円） ※注 1 ～注 3	▲90, 793	579, 185			
達成度	—	142. 2%	105. 5%	120%						行政コスト（千円）	9, 211, 632	9, 324, 242			
短期入院協力 病院等のスタ ッフへの研修 実施件数	—	3 人	18 人	16 人						従事人員数 ※注 4	319	333			
重度脊髄損傷 者が十分な治 療・リハビリ テーションが 受けられる受 託病院の設置 個所数	—	—	—	3 ヶ所											
訪問支援実施 率、実施人数	前年度末介 護料受給資 格者数に対 する実施割 合 70%以 上	86. 7% 4, 091 人	(計画) 70%以上 3, 266 人 (実績) 88. 3% 4, 120 人	(計画) 70%以上 3, 259 人 (実績) 86. 2% 4, 011 人											
達成度	—	133. 3%	126. 1%	123. 1%											
新規認定者に 対する訪問支 援実施率、実 施人数	新規介護料 受給資格認 定者に対す る実施割合 100%	98. 2%	(計画) 100% (実績) 100% 120 人	(計画) 100% (実績) 100% 91 人											
介護料受給者 との交流会実 施回数	50 回以上 (全支所年 1 回以上)	50 回	(計画) 50 回 (実績) 53 回	(計画) 50 回 (実績) 56 回											
達成度	—	110. 0%	106. 0%	112. 0%											
介護支援効果 に関する評価 度	中期目標期 間の年度毎 に 4. 39 以 上	4. 47	(計画) 4. 39 (実績) 4. 44	(計画) 4. 39 (実績) 4. 43											
達成度	—	101. 8%	101. 1%	100. 9%											

調査票回収率	—	59.7%	54.7%	64.7%											
介護料支給実績（受給者数、支給額）	—	4,815 人 3,894 百万円	4,780 人 3,843 百万円	4,729 人 3,810 百万円											
新規認定者数	—	109 人	120 人	91 人											
短期入院・入所費用助成支給者数及び支給額	—	1,072 人 51 百万円	1,087 人 53 百万円	1,159 人 58 百万円											
コーディネーター養成研修 修了者割合	中期目標期間の最終年度までに令和2年度末全体職員の50%以上	21%	(計画) 令和2年度末全職員数の27%以上 (実績) 28.7%	(計画) 令和2年度末全職員数の33%以上 (実績) 45.0%											
達成度	—	105.0%	106.3%	136.4%											
コーディネーター養成研修 修了者数	—	7 人	25 人	55 人											
ホットラインの相談件数	—	1,512 件	1,166 件	1,610 件											
在宅介護相談窓口における 相談件数	—	1,065 件	989 件	763 件											
交通遺児家族等 同士の交流会実施回数	100 回以上 (全支所年2 回以上)	130 回	(計画) 100 回以上 (実績) 135 回	(計画) 100 回以上 (実績) 144 回											
達成度	—	130.0%	135.0%	144.0%											
交通遺児への精神的支援に関する 評価度	中期目標期間の年度毎に 4.61 以上	4.63	(計画) 4.61 以上 (実績) 4.71	(計画) 4.61 以上 (実績) 4.74											
達成度	—	100.4%	102.2%	102.8%											
調査票回収率	—	46.7%	47.0%	62.9%											
交通遺児等貸付実績（貸付 人数及び貸付額）	—	53 人 10 百万円	34 人 6.4 百万円	33 人 6.1 百万円											

	新規貸付実績 (上記内数)	—	1 人	1 人	2 人											
	「友の会の集い」参加人数	—	523 人	522 人	478 人											
	債権回収率	中期目標期間の年度毎に回収率90%以上	92.8%	(計画)90%以上 (実績)92.8%	(計画)90%以上 (実績)93.1%											
	達成度	—	103.1%	103.1%	103.4%											

※注1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「被害者援護業務」の実績額（被害者援護業務全体の実績額）を記載。

※注2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4）従事人員数については、現場職員が間接部門及び事業部門を横断的に担務しており業務ごとに切り分けられないため、常勤職員数から計上可能な本部の間接部門専属人数を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
						被害者援護業務の評定：B 【細分化した項目の評定の算術平均】 (A4点×1項目×2+B3点×5項目)÷(6項目+1項目)=3.29 ⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。 ※算定にあたっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。	被害者援護業務の評定：B 【細分化した項目の評定の算術平均】 (A4点×1項目×2+B3点×5項目)÷(6項目+1項目)≒3.29 ⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。 ※算定にあたっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。 〈評価に至った理由〉 各療護施設において、個々の患者に即した治療計画を作成し、高度先進医療機器（MRI、PET等）を用いた高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、プライマリーナーシング方式等によるきめ細かい質の高い治療・看護を実施するなど、被害者援護業務の評価困難度を「高」と設定している「治療・看護の充実」におけるナスバスコアの差については、年度計画を達成している。 また、重要度及び困難度を「高」と設定している「介護料等の支給」については、介護料の支給を適切に行うとともに、訪問支援については、「被害者援護促進の日」や訪問支援システムの活用により、年度計画の目標値を上回る成果をあげている。 以上により被害者援護業務において、困難度「高」として設定している2項目を含めいずれの項目も目標達成していること等を総合的に判断し、B評定とするものである。

		評価		B	
		＜評価に至った理由＞			
		各療護施設において、個々の患者に即した治療計画を作成し、高度先進医療機器（MRI、PET 等）を用いた高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、プライマリーナーシング方式等によるきめ細かい質の高い治療・看護を実施すること等を通じ、年度計画である「療護施設の退院患者にかかるナスバスコアを用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差」については、目標値を達成した。			
		千葉療護センターの老朽化対策について、入院患者家族などの利用ニーズを把握しつつ、最適な機能強化に関し報告書を取りまとめるなど、建替えのための準備を進めた。			
		以上などにより、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。			

① 自動車事故による遷延性意識障害(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者)に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供するため、療護センターにおいて必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。 また、療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護センター及び委託病床(以下「療護施設」という。)との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施する。	① 療護センターにおいては、ワンフロア病棟システム（注2）、プライマリーナーシング(注3)や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化による再生医療等の新たな医療技術の導入・研究、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）(注4)」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。 また、経年劣化の著しい千葉療護センターの老朽化対策や、今後に可能性のある東北療護センターの運営委託先の隣接病院の移転等の環境変化に際し、引き続き質の高い治療・看護が維持されるよう適切な環境整備を	① 療護センターにおいては、ワンフロア病棟システム（注2）、プライマリーナーシング(注3)及び「施設及び設備に関する計画」（別紙2）に基づき整備する高度先進医療機器等の活用により質の高い治療・看護を実施します。 （注2）「ワンフロア病棟システム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。 （注3）「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落と	＜主な定量的指標＞ ・ナスバスコアを用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差 ＜その他の指標＞ ・療護施設への入院希望者の待機期間 ＜評価の視点＞ ・各療護施設において、ワンフロア病棟システム、プライマリーナーシング、高度先進医療機器の活用により質の高い治療・看護が実施されているとともに、大学等研究機関等との連	＜主要な業務実績＞ 1) 各療護センターにおいて、個々の患者に即した治療計画を作成し、高度先進医療機器（MRI、PET 等）を用いた高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、プライマリーナーシング方式等によるきめ細かい質の高い治療・看護を実施。 2) 医療技術、看護技術等の着実な開発・向上を図るため、以下の取組を実施。 ①東北療護センターにおいて、磁気共鳴画像診断装置（MRI）を令和6年3月に更新。 ②療護センターに蓄積された知見及びノウハウを活かし、従来の治療、看護等に加えて、再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学医学部等と連携し共同研究を行うとともに、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等を実施し、人材の育成と地域医療の充実に貢献。 各療護センターでは、入院患者看護担当チームごとに、ケースレポート研修会、医療事故防止研修会等を定期的な開催など、治療・看護技術の向上に向け、様々な職場内研修を実施。 ③また、療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的に平成26年度から療護施設看護の一環として一部の療護施設で実施してきた療護看護プログラムについて、日本ヒューマン・ナーシング研究学会が主催する研修を受講した看護師を中心に、療護看護プログラムを実施し、治療効果を高めるとともに、看護技術の向上を図った。 ④ 「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）」を用いた治療改善度について分析し、令和6年5月に公表。分析の結果、平成17年6月1日から令和5年5月31日までの18年間に退院した患者(1,107人)並びに	＜評価と根拠＞評価：B ワンフロア病棟システム、プライマリーナーシング及び高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療等きめ細かい質の高い治療・看護を実施するとともに、治療改善効果の更なる向上に資する「ナスバスコア」を用いた分析結果の症例検討などへの活用や療護看護プログラムの実施など、各療護施設において、職種間会議等を通じ連携を図りながら質の高い治療・看護を行った。さらに、学会の参加や研修等により医療技術や看護技術の向上に積極的に取り組んだほか、電話等による事前訪問調査といった弾力的な運用を引き続き実施し、待機期間の短縮に可能な限り努めた。 また、事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委託 病床」については、臨床研究を更に推し進めるため、令和2年12月に拡充し、引き続き、適切な治療・看護及び脳神経外科医育成の取組を行っている。また、療護センターに蓄積された知見やノウハウを活かし、再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学医学部等と連携しながら共同研究を行うと共に、学会等
② 委託病床のうち一貫症例研究型委託病床においては、引き続き急性期～回復期～					

	慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を進め、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善を行い、ガイドライン等の策定に向けた検討を行う。 さらに、一貫症例研究型委託病床における知見・成果の普及を図るとともに、遷延性意識障害に精通する脳外科医等の育成を図る。 ③ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努める。 あわせて、療護施設全体の今後のあり方について、国と連携して現状	します。 (注2)「ワンフロア病棟システム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。 (注3)「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。 (注4) 遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準をいう。 (注5)「療護看護プログラム」と	さないきめ細かな観察を可能としている ② 大学等研究機関や他の医療施設との連携強化による再生医療等の新たな医療技術の導入・研究、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)(注4)」を用いた治療改善度の活用や療護看護プログラム(注5)の実施等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。 (注4) 遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準をいう。 (注5)「療護看護プログラム」と	携強化、職場内研修の充実等により医療技術や看護技術の開発・向上を図られているか。 ・より多くの遷延性意識障害者の回復に資するために、入院希望者の待機期間の短縮を図られているか。 ・事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委託病床」において適切な治療看護等が行われていると共に、遷延性意識障害者に精通する脳	平成30年6月1日から令和5年5月31日までの5年間に退院した患者(278人)のいずれにおいても、入院時ナスバスコア平均値に対し、退院時ナスバスコア平均値の減少が認められたほか、入院時ナスバスコアの重症度別にみた場合も、ナスバスコア平均値が減少するなど、治療改善効果を確認。 過去5年間に退院した患者に関する、入院から退院までのナスバスコア平均値の変化と各種要因との関連においては、「受傷から入院までの経過期間が短いほど改善点は高くなっている」「入院時年齢が高い患者であっても、入院時ナスバスコアの平均値から退院時ナスバスコアの平均値は減少している」等が示され、この結果を過去の分析結果とともに、療護施設での症例検討、カンファレンス等の際に活用し、入院患者の治療改善効果の更なる向上を図っている。 3) 療護施設機能一部委託病床では、令和5年8月に療護センター長等会議、9月に看護部長等会議、10月にリハビリ担当者会議、11月にメディカルソーシャルワーカー担当者連絡会議を開催し、運営方針、治療技術等の各種情報の共有により、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、きめ細かい質の高い治療・看護を実施。 4) 藤田医科大学病院に設置している「一貫症例研究 型委託病床」については、臨床研究を更に推し進めるため、令和2年12月に拡充し、引き続き、適切な治療看護等により、遷延性意識障害者の早期改善を図るとともに、遷延性意識障害者の治療に関する事項を脳神経外科研修医の教育必須項目とする等、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を実施。 5) 待機期間の短縮を図るため、入院審査委	の場において成果を発表するなど、人材育成や医療技術の開発、地域医療の充実等に寄与している。 千葉療護センターの老朽化対策については、「千葉療護センターの老朽化対策検討会」を開催し、既存課題に対する対策や自動車事故被害者等のニーズを踏まえた対策等、最適な機能強化の検討を行い、報告書を取りまとめた。 こうした療護施設においてきめ細かい質の高い治療・看護等が提供されるとともに、高度先進医療機器を検査等において積極的に活用する等により、患者への安全・安心な医療環境の提供を行うことで、療護施設の退院患者にかかるナスバスコアを用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差は12.9点(計画値:12.5点、対計画値:103.2%)であった。 以上のことから、年度計画を達成しているものと判断し、B評価とするものである。 ＜課題と対応＞ ・質の高い治療・看護を実施することはもちろんのこと 「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」で取りまとめられた報告書に基づき、千葉療護センターの老	
--	--	---	---	---	---	--	--

及び今後の課題等について整理した上で、関係者の意見・ニーズ及び新たな技術の向上を踏まえつつ、療護施設で提供する「サービスの充実」について検討するとともに、経年劣化が進む千葉療護センターの老朽化対策については、最も経済的かつ効率的な方法による対策を講じていくことを前提とした上で、リハビリの充実等、利用者等からのニーズを的確に踏まえた最適な機能強化を図ることを視野に入れ検討する。 【指標】 療護施設全体の待機期間(平成 29 年度から令和 2 年度までの平均待機期間：3.4 ヶ月) 【困難度：高】	いて、その程度を判定するための統一基準をいう。 ② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護施設（療護センター及び委託病床）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。 ③ 委託病床のうち一貫症例研究型委託病床においては、引き続き急性期～慢性期まで連続した治療・リハビリの臨床研究を進め、遷延性意識障害者のための治療・看護・リハビリの検討、改善を行い、ガイドラインの策定に向けた検討を行うほか、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行います。 ④ 早期の治療開始が効果的であ	は、遷延性意識障害者の状態の改善を目指す技術の実践により「生活行動の再獲得を目指す」ことを目的とした看護プログラムをいう。 ③ 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護施設（療護センター及び委託病床）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。 ④ 委託病床のうち一貫症例研究型委託病床においては、引き続き急性期～慢性期まで連続した治療・リハビリの臨床研究を進め、遷延性意識障害者のための治療・看護・リハビリの検討、改善を行い、ガイドラインの策定に向けた検討を行うほか、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を	外科医等の育成を図っているか。 千葉療護センターの老朽化対策に関する調査を行い、利用者等からのニーズを踏まえた検討が行われているか。	員会の持ち回り開催を行うとともに、入院申込み患者の症状等の確認のための事前調査は、病院等への訪問に代わり、電話等で事前調査を行うことでも差し支えないようにするなど、弾力的な運用を引き続き実施することで待機期間を可能な限り短縮することに努めた。 6) 千葉療護センターの老朽化対策については、有識者や被害者団体等をメンバーとする「千葉療護センターの老朽化対策検討会」を開催し、千葉療護センターに入院している患者家族、介護料受給者、被害者団体の利用ニーズを把握しつつ、最適な機能強化を検討し、令和 5 年 5 月に報告書を取りまとめた。さらに、報告書の内容を踏まえ、最も経済的かつ効率的な方法を前提とした老朽化対策の検討を引き続き行い、設計のための条件整理等を行った。 7) 療護施設における上記による取組により治療効果を高めた結果、令和 5 年度における療護施設の退院患者にかかるナスバスコアを用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差は 12.9 点（計画値：12.5 点、対計画値：103.2%）であった。	朽化対策等に取り組む必要がある。 待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容体により療護施設へ搬送できない場合やコロナ禍等の外部要因に強く影響を受けるものであるが、個々の事例を把握・整理し、待機期間短縮に向けて継続的に取り組む。	
--	--	--	---	---	---	--

	入院希望者の待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容態により療護施設へ搬送できない場合等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。	ることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努めます。 あわせて、療護施設全体の今後のあり方については、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、関係者の意見・ニーズ及び新たな技術の向上を踏まえつつ、療護施設で提供する「サービスの充実」について検討します。 さらに、経年劣化の著しい千葉療護センターの老朽化対策の検討にあたっては、遷延性意識障害者が安心して利用できる環境を整備しつつ、最も経済的かつ効率的な方法による対策を講じていくことを前提に、「リハビリの充実」等、	⑤ 引き続き、療護センター長等会議等において、病床や入院審査のあり方の検討を実施し、入院希望者の待機期間の短縮に努めます。 療護施設全体の今後のあり方については、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、関係者の意見・ニーズ及び新たな技術の向上を踏まえつつ、療護施設で提供する「サービスの充実」について検討します。 さらに、経年劣化の著しい千葉療護センターについては、千葉療護センターの老朽化対策検討会の結果を踏まえ、最も経済的かつ効率的な方法による老朽化対策を検討します。				
	④ 以上の取組により治療改善効果を高め、療護施設の退院患者における遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア(注1)）を用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差を、中期目標期間の年度毎に12.5点以上に維持する。 （注1）「遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)」とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、療護施設の入院	さらに、経年劣化の著しい千葉療護センターの老朽化対策の検討にあたっては、遷延性意識障害者が安心して利用できる環境を整備しつつ、最も経済的かつ効率的な方法による対策を講じていくことを前提に、「リハビリの充実」等、	⑥ 以上の取組により治療改善効果を高め、令和5年度における療護施設の退院患者にかかる遷延				

	患者の症状について、その程度を判定するための統一基準をいう。 【困難度：高】 療護施設の治療改善効果は、入院患者にかかる事故の様態、脳の損傷部位、受傷時の年齢等の影響を大きく受けるものであり、また、入院患者の高齢化や重症化(遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)が高い)も進んでいるため。	時代によって変化する利用者等からのニーズを的確に踏まえた最適な機能強化を講じるよう検討します。 ⑤以上の取組により治療改善効果を高め、療護施設の退院患者における遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア(注1))を用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差を、中期目標期間の年度毎に12.5点以上に維持します。	性意識障害度評価表(ナスバスコア)を用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差を、12.5点以上に維持します。 また、「遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)」を用いた治療改善効果を公表します。				
--	---	--	---	--	--	--	--

	ズに即して積極的に受け入れるとともに、一部の療護センターにおける短期入院時のリハビリの実施を検討する。 ⑥ 国土交通省が実施する調査研究事業に協力するとともに、当該調査研究事業の結果を踏まえ、国と連携し、重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションを受けられる環境整備を図る。 【指標】 重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションが受けられる受託病院を全国4ヶ所に設置する。	て、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的な受入れを図るとともに、一部の療護センターにおける短期入院時のリハビリの実施を検討します。 (注5)「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職をいう。 ⑧ 国土交通省が実施する調査研究事業に協力するとともに、当該調査研究事業の結果を踏まえ、国と連携し、重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションを受けられる環境整備を図ります。	度な研究水準をもつ国立試験研究所や民間等の研究所の施設・設備や人的資源を活用して大学院教育を行う教育研究方法の一つをいう。 ⑧ 療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー(注7)、リハビリスタッフ等による退院に向けた援助や主管支所及び支所とも連携した在宅介護に向けた支援等を行うほか、看護師のケア知識やノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。 また、療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的な受入れを図るとともに、千葉療護センターにお	向けた支援が積極的になされているか。 ・重度脊髄損傷者に係る受入環境整備について、委託基準に則った運用が可能な病院の選定をするとともに、国と連携し、当該事業の効果や課題を検証するための仕組みを構築し、運用することができているか。	え、令和5年6月に有識者で構成される委員会にて、事業の実施に必要な手法等を反映した委託基準を策定。 ② 当該事業への参加を希望する病院の募集を開始し、令和5年10月に3病院を選定。令和6年3月に患者募集を開始。なお、令和6年5月において1病院を選定している。	のニーズに即して受け入れられるとともに、千葉療護センターにおいて短期入院時のリハビリを試行的に実施し、症例を積み上げ、ノウハウを蓄積して進めていく。 さらに、重度脊髄損傷者に係る受入環境整備においては、事業の検証等を実施するとともに、症例数の確保に向けて取り組む。	
--	---	--	---	--	---	--	--

			いて短期入院時のリハビリを試行します。 (注7)「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職をいう。 ⑨ 国土交通省の調査研究事業の結果を踏まえ、国と連携し、重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションを受けられる環境整備を図るため、重度脊髄損傷者を受け入れる病院の業務内容を決めたいえで、受託病院の選定を行い、重度脊髄損傷者に対する支援内容について検証作業を進めます。			
--	--	--	--	--	--	--

	① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料を支給するとともに、受給者等のニーズに沿った形での訪問支援実施のため、訪問支援のリモート化を採り入れつつ、その対応の中で明らかになった課題などを検証し必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析・共有等を通じて、訪問支援の質の向上及び効率化を図り、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。 なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施す	① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料の支給を実施することにより、被害者救済を充実させます。あわせて、被害者救済を充実させること及び介護料受給者やその家族（以下「介護料受給者等」という。）を精神的な面で支援するため、引き続き、介護料受給者宅への訪問支援を充実・強化します。 また、新型コロナウイルス感染症対策及び今後のデジタル化対応に向け、訪問支援のリモート化を採り入れつつ、必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析やその共有により、介護料受給者等への支援のニーズの把握を進め、相談対応や情報	① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行います。 また、介護料受給者やその家族(以下「介護料受給者等」という。)への相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を充実・強化し、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を70%以上とし、新規認定者に対する訪問支援を100%実施して被害者救済を充実させます。 あわせて、新型コロナウイルス感染症対策及び今後のデジタル化対応に向け、訪問支援のリモート化を採り入れつつ、必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用、訪問支援結果の整理分析やその共有により、介護料受	＜主な定量的指標＞ ・訪問支援実施率、実施人数 ・新規認定者に対する訪問支援実施率、実施人数 ・介護料受給者との交流会実施回数 ・介護支援効果に関する評価度 ＜その他の指標＞ ・介護料支給実績(受給者数、支給額) ・短期入院・入所費用助成支給者数及び支給額 ・調査票回収率 ＜評価の視点＞ ・介護料受給者等のニーズを踏まえた支援を実施してい	＜主要な業務実績＞ 1) 介護料の支給 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じ4,729人に対し、介護料3,810百万円を適切に支給した。 2) 訪問支援の充実・強化 ① 令和5年度には同年度の新規認定者91人を含む4,011人に対して訪問支援を実施し、令和4年度末の介護料受給資格者数(4,655人)に対する割合については86.2%。 ② 「被害者援護促進の日」(毎週木曜日)の有効活用のほか、受給者支援業務システムを利用した訪問支援結果の整理・分析や情報共有等を効率的に実施するとともに、情報端末を活用しつつ、地方公共団体等との連携を図り情報収集を行い、介護料受給者等のニーズに応じた相談支援機能の強化を図り、介護料受給者等への情報提供を充実させた。また、訪問支援の方法については、介護料受給者等のニーズを踏まえ、対面やリモート方式を活用し、継続的な被害者救済に取り組んだ。 3) 短期入院・入所費用の助成 協力病院等の利用により介護料受給者のリハビリや介護者のレスパイトを促進するため、介護料受給者等からの要望を協力病院等に伝えるなど、介護料受給者等と協力病院等との間をつなぎ、利用前から利用後までのフォローアップを実施した。その結果、延べ1,159人に対して、患者移送費、ヘルパー等費用、室料差額及び食事負担額として58百万円の費用を助成した。 4) 協力病院等の利用促進 ① 協力病院等の利用促進を図るため、支所毎に協力病院等に対して、訪問やWEBミーティング、調査票の送付など	＜評定と根拠＞ 評定：A 介護料の支給を適切に行ったことをはじめ、訪問支援については、「被害者援護促進の日」(毎週木曜日)を有効活用するとともに、対面とリモート方式による訪問支援の実施等により、年度計画の70%を大きく上回る86.2%(対年度計画値123.1%)を達成した。また、新規認定者に対する訪問支援は100%(令和5年度新規認定者数91人中91人)実施した。 短期入院・入所の利用促進や交流会についても弁護士と連携するなど、介護料受給者等のニーズを踏まえ、充実・強化に取り組んでいる。なお、交流会については、年度計画(全支所年1回以上)を上回る全支所で延べ56回(計画値112.0%)開催した。 在宅介護相談窓口における相談支援を実施するとともに、介護者なき後(親なき後)問題に関する情報など必要な情報の提供も継続して実施している。 また、介護支援効果に関する評価度は、年度計画の4.39を上回る4.43(評価度4以上の回答が84.5%、評価度2以下の回答が2.2%)となった。なお、より多くの介護料受給者	<table><tr><th>評定</th><th>A</th></tr><tr><td colspan="2">〈評価に至った理由〉 介護料の適切な支給等として、以下の取組をしている。 ○訪問支援実施率、実施人数 〈実績〉 ・訪問支援実施率 86.2%(年度計画比 123.1%) ・実施人数 4,011人 ・新規認定者に対する訪問支援実施率 100% ・新規認定者に対する訪問支援実施人数 91人 ○介護料受給者との交流会実施回数 〈実績〉 ・56回(年度計画比 112.0%) ○介護支援効果に関する評価度 〈実績〉 ・4.43(年度計画比 100.9%) ○主な定量的指標</td></tr><tr><td></td><td><table><tr><th></th><th>計画</th><th>実績</th><th>達成度</th></tr><tr><td>訪問支援実施率、人数</td><td>70%以上 3,259人</td><td>86.2% 4,011人</td><td>123.1%</td></tr><tr><td>新規認定者に対する訪問支援実施率、実施人数</td><td>100%</td><td>100% 91人</td><td>100%</td></tr><tr><td>介護料受給者との交流会実施回数</td><td>50回</td><td>56回</td><td>112.0%</td></tr><tr><td>介護支援効果に関する評価度</td><td>4.39</td><td>4.43</td><td>100.9%</td></tr></table></td></tr><tr><td colspan="2">また、訪問支援結果の整理分析や情報共有を行うことで介護料受給者への情報提供を充実させたことや対面とリモート方式による訪問支援の実施により、介護料受給者のニーズに応えた訪問支援を実施している。</td></tr></table>	評定	A	〈評価に至った理由〉 介護料の適切な支給等として、以下の取組をしている。 ○訪問支援実施率、実施人数 〈実績〉 ・訪問支援実施率 86.2%(年度計画比 123.1%) ・実施人数 4,011人 ・新規認定者に対する訪問支援実施率 100% ・新規認定者に対する訪問支援実施人数 91人 ○介護料受給者との交流会実施回数 〈実績〉 ・56回(年度計画比 112.0%) ○介護支援効果に関する評価度 〈実績〉 ・4.43(年度計画比 100.9%) ○主な定量的指標			<table><tr><th></th><th>計画</th><th>実績</th><th>達成度</th></tr><tr><td>訪問支援実施率、人数</td><td>70%以上 3,259人</td><td>86.2% 4,011人</td><td>123.1%</td></tr><tr><td>新規認定者に対する訪問支援実施率、実施人数</td><td>100%</td><td>100% 91人</td><td>100%</td></tr><tr><td>介護料受給者との交流会実施回数</td><td>50回</td><td>56回</td><td>112.0%</td></tr><tr><td>介護支援効果に関する評価度</td><td>4.39</td><td>4.43</td><td>100.9%</td></tr></table>		計画	実績	達成度	訪問支援実施率、人数	70%以上 3,259人	86.2% 4,011人	123.1%	新規認定者に対する訪問支援実施率、実施人数	100%	100% 91人	100%	介護料受給者との交流会実施回数	50回	56回	112.0%	介護支援効果に関する評価度	4.39	4.43	100.9%	また、訪問支援結果の整理分析や情報共有を行うことで介護料受給者への情報提供を充実させたことや対面とリモート方式による訪問支援の実施により、介護料受給者のニーズに応えた訪問支援を実施している。	
	評定	A																																	
	〈評価に至った理由〉 介護料の適切な支給等として、以下の取組をしている。 ○訪問支援実施率、実施人数 〈実績〉 ・訪問支援実施率 86.2%(年度計画比 123.1%) ・実施人数 4,011人 ・新規認定者に対する訪問支援実施率 100% ・新規認定者に対する訪問支援実施人数 91人 ○介護料受給者との交流会実施回数 〈実績〉 ・56回(年度計画比 112.0%) ○介護支援効果に関する評価度 〈実績〉 ・4.43(年度計画比 100.9%) ○主な定量的指標																																		
	<table><tr><th></th><th>計画</th><th>実績</th><th>達成度</th></tr><tr><td>訪問支援実施率、人数</td><td>70%以上 3,259人</td><td>86.2% 4,011人</td><td>123.1%</td></tr><tr><td>新規認定者に対する訪問支援実施率、実施人数</td><td>100%</td><td>100% 91人</td><td>100%</td></tr><tr><td>介護料受給者との交流会実施回数</td><td>50回</td><td>56回</td><td>112.0%</td></tr><tr><td>介護支援効果に関する評価度</td><td>4.39</td><td>4.43</td><td>100.9%</td></tr></table>		計画	実績	達成度	訪問支援実施率、人数	70%以上 3,259人	86.2% 4,011人	123.1%	新規認定者に対する訪問支援実施率、実施人数	100%	100% 91人	100%	介護料受給者との交流会実施回数	50回	56回	112.0%	介護支援効果に関する評価度	4.39	4.43	100.9%														
	計画	実績	達成度																																
訪問支援実施率、人数	70%以上 3,259人	86.2% 4,011人	123.1%																																
新規認定者に対する訪問支援実施率、実施人数	100%	100% 91人	100%																																
介護料受給者との交流会実施回数	50回	56回	112.0%																																
介護支援効果に関する評価度	4.39	4.43	100.9%																																
また、訪問支援結果の整理分析や情報共有を行うことで介護料受給者への情報提供を充実させたことや対面とリモート方式による訪問支援の実施により、介護料受給者のニーズに応えた訪問支援を実施している。																																			

	ることを視野に入れ、中期目標期間の年度毎に、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、70%以上を維持し、当年度の介護料受給資格新規認定者（以下「新規認定者」という。）に対しては 100%とする。 【重要度：高】 介護料制度は、被害者救済政策上の見地から、自動車事故における被害者の自賠責保険制度による保険金等だけでは十分にカバーされない日々の介護に要する費用を補い、在宅介護を受ける自動車事故の被害者保護の増進を図るためのものであり、被害者援護業務の根幹となっている。これを土台として、新型コロナウイルス	提供を目的とする訪問支援の質の維持・向上に努めます。 なお、毎年度の訪問支援実施割合については、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、各々に適した対応を行うことを目指し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、70%以上を維持するとともに、当年度の介護料受給資格者（以下「新規認定者」という。）に対しては 100%とし、提供する訪問支援の質の維持・向上に努めます。 ② 国と連携しつつ、介護料受給資格者（利用者）及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）へ短期入院することや短期入所協力施設（以下「協力施設」という。）へ	給者等への支援のニーズの把握を進め、介護不安の低減など各々に適した対応を行うことにより、訪問支援の質の維持・向上に努めます。 ② 介護料受給者の短期入院協力病院及び短期入所協力施設（以下「協力病院等」という。）等への短期入院・入所に係る費用の助成を行います。 また、協力病院等との意見交換会や協力病院等での交流会の開催等の地域の実情に応じた方法により、受入環境を把握した上で、介護料受給者等に情報提供を行うとともに、介護料受給者等からの要望を協力病院等に伝えるなど、介護料受給者等と協力病院等との間をつなぎ、利用前から利用後までのフォローアップを実施し、短期入院協力病院・短期入所協	るか。	により協力病院等の概要調査を実施し、患者の受入条件や受入環境（個室の有無、看護体制等）等の情報を、訪問支援等の際に、介護料受給者等に案内を行った。 ② 介護料受給者等からリハビリ目的の短期入院に関する相談があった際に、協力病院に対する概要調査や協力病院との交流会等で集積した情報をもとに、介護料受給者等のニーズに沿うようなサービスやリハビリ環境を提供できる可能性がある病院の紹介を行った。 ③ 介護料受給者等からの要望も病院に伝え介護料受給者等と協力病院との間をつなぐ取組を実施することで協力病院の利用を促進した。 5) 介護料受給者等の交流会の開催 ① 介護料受給者等の交流会を全国各支所で延べ 56 回（計画値 50 回、対年度計画値 112.0%）開催した。なお、新型コロナウイルスの感染リスク対策を行った上で、WEB を活用した交流会（12 回）、集合型の交流会（18 回）、WEB 及び集合型併用の交流会（26 回）を開催した。 ② 交流会では、療護施設、協力病院等の協力を得て、協力病院等の紹介や短期入院・入所に係る情報提供や自宅で出来るリハビリの方法について勉強会を実施。また、関係自治体や被害者団体の協力を得て、成年後見制度や災害対策などに関する勉強会等を開催した。 ③ 介護料受給者等のニーズを踏まえ、車いすバスケットボール、ボッチャ及び e スポーツ等の体験会を開催し、障害者スポーツ競技等への参加の機会を介護料受給者等に提供するとともに、体験を通じて介護料受給者等の交流の促進を図るような交流会も実施した。 ④ 京都支所においては、日弁連交通事故相談センター京都支部の弁護士による	等のニーズを把握し、介護料受給者等への支援に資するため、訪問支援の際に改めて調査協力を依頼するとともに、従来のアンケート用紙での回答に加え、WEB も活用したことなどから、回収率は過去 10 年で最高の 64.7%（令和 4 年度 54.7%）に向上した。 以上により、年度計画を大きく上回っているものと判断し、A 評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 精神的な支援である訪問支援については、介護料受給者等のニーズを踏まえ、対面やリモート方式を活用するなど、切れ目なく実施できていることから、令和 6 年度も引き続きニーズを踏まえ、両方式を併用し、相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を質の維持・向上を図るものとする。 また、介護料受給者等の申請手続きに係る負担を軽減するため、令和 6 年度より WEB で介護料を請求できる新システムの運用を開始することとしている。そのため、訪問支援や交流会等において、新システムの使用方法等について分かりやすい案内を行うことで、利用促進を図るものとする。	以上により、年度計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、A 評価とした。 ＜その他事項＞ （有識者からの意見） ・ A 評価について異論はない。
--	---	--	--	------------	---	---	---

ルス感染症の拡大による社会の変化やデジタル技術の進展を踏まえ、孤立しがちな被害者やその家族の精神的支柱となる訪問支援について、従来の対面による実施に加え、リモート化による対応など介護料受給者の精神的支援の一層の充実を図ることが大変重要となるため。 【困難度：高】 介護料受給資格者の中には本人又は家族が働いていることや、家庭の事情から訪問を望まない方もおり、必ずしも戸別訪問が実施できる訳ではないため。 ② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者のメディカルチェックや家族の負担軽減	入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院及び協力施設（以下「協力病院等」という。）への短期入院・入所の利用促進を図るためには、協力病院等が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院等の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院等スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院等が提供するサービスの内容を調査し、利用者への的確に情報提供します。 また、短期入院・入所に際して協力病院等担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、利用者等と協力病院等との間をつなぎ	力施設制度及び短期入院・入所に係る助成制度の利用促進を図ります。 さらに、上記活動を通じ、協力病院等の実情や、介護料受給者等のニーズ等を整理分析し、短期入院・入所の効果的な推進に努めます。 ③ 療護施設、協力病院等、関係自治体及び被害者団体と連携を密にして、交流会への参画等の協力を求め、介護料受給者等が参加する交流会を開催するとともに、機関誌の活用等により、情報交換や交流を通じた介護料受給者等の支援を実施することとし、当該交流会を全支所年1回以上開催します。 また、介護者なき後（親なき後）を見据えた日常生活支援の充実を図るための制度情報や施設情報等の国が実施		講演「親亡き後問題等について」を対面（京都府の介護料受給者等）とオンライン（京都府以外の介護料受給者等）のハイブリッド方式で開催し、成年後見制度の説明のほか、介護料受給者等の疑問や意見に弁護士が対応する交流会を開催した。 6）機関誌の活用 ① 機関誌「ほほえみ」を年4回発行し介護料受給者等を対象に配布した。 ② 特集記事として、短期入院協力病院の入院体験談など介護料受給者等からの投稿の掲載、協力病院等と連携して実施した介護料受給者等交流会の内容や東京パラリンピックで活躍しパリパラリンピックへの出場も目指す介護料受給者やリハビリを積極的に利用できる重点病院の特集記事の紹介等を行った。 7）介護者なき後（親なき後）を見据えた日常生活の充実を図るための情報提供 ① 機関誌では、介護者なき後の生活の場に関するアンケート調査結果を掲載した。 ② 被害者団体、自動車ユーザー団体、有識者、国土交通省及びナスバで構成する被害者保護増進等事業に関する検討会（国土交通省主催）等において、介護者なき後（親なき後）への対応について検討を実施した。 ③ 上記の意見交換会の検討を踏まえ、国土交通省と連携し、ナスバホームページにおいて介護者なき後（親なき後）に備えるために必要な制度情報や施設情報を提供した。 8）介護支援効果に関する評価度 介護料受給者の家族に対するアンケート調査の結果（調査数：4,568 世帯、回数数：2,956 件、回収率：64.7%）、目標値の		
--	---	--	--	---	--	--

	減等を目的とした短期入院・入所の利用を促進するべく、短期入院・入所協力病院等(以下「協力病院等」という。)のスタッフとの意見交換会を実施するほか、短期入院・入所に際して協力病院等の担当窓口及び利用者等との連絡・調整等を事前に行うことにより、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、安心して協力病院等を利用できるよう支援措置を検討し、実施する。 ③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。なお、介護料受給資	ます。 ③ 介護料受給資格者等の相互間の情報交換や交流のために介護料受給者等が参加する交流会を毎年度全支所において1回以上開催します。 また、介護者なき後（親なき後）に備えるための必要な制度情報や施設情報について、国と連携して適時更新し、充実した情報提供を行います。さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。 ④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査におけ	した施策について、ホームページや機関誌の活用等効果的に提供します。 さらに、介護料受給者等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。 ④ 以上の施策を実施することにより、介護負担の軽減や介護不安の低減などを図り、介護料受給者等に対する介護支援効果に関する5段階評価の調査における評価度（令和5年度）について、4.39以上とします。	4.39を上回る4.43（評価度4以上の回答が全体の84.5%、評価度2以下の回答が全体の2.2%）の評価を得た。		
--	--	--	--	--	--	--

	格者及びその家族との交流会を全支所年1回以上開催する。 また、介護者なき後(親なき後)に備えるための必要な制度情報や施設情報について、国と連携して適時更新し、充実した情報提供を行う。さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後(親なき後)への対応について国と検討を行う。	る介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に 4.39 以上とします。					
	④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の						

	年度毎に 4.39 以上とする。 【指標】 ・調査票回収率 （平成 29 年度 から令和 2 年 度までの平均 回収率 45.7%）						
--	--	--	--	--	--	--	--

		評価	評価
		評価	B
① 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体(以下「被害者・遺族団体」という。)との交流をさらに進めるとともに、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り、自動車事故被害者等のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者等への情報提供の充実に取り組む。 また、国土交通省が選定する自動車事故被害者等への相談対応を実施している被害者・遺族団体に対し、相談対応にかかる費用を支援する。 さらに、相談対応及び情報提供の充実の		① 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体(以下「被害者・遺族団体」という。)との交流をさらに進めるとともに、全支所において、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り、自動車事故被害者等のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者等への情報提供の充実に取り組みます。 また、国土交通省が選定する自動車事故被害者等への相談対応を実施している被害者・遺族団体に対し、相談対応にかかる費用を支援します。 さらに、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員	
① 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体(以下「被害者・遺族団体」という。)との交流をさらに進めるとともに、全支所において、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り、自動車事故被害者等のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者等への情報提供の充実に取り組みます。 また、国土交通省が選定する自動車事故被害者等への相談対応を実施している被害者・遺族団体に対し、相談対応にかかる費用を支援します。 さらに、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員(コーディネーター)の養成をさらに		① 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体(以下「被害者・遺族団体」という。)との交流をさらに進めるとともに、全支所において、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り、自動車事故被害者等のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者等への情報提供の充実に取り組みます。 また、国土交通省が選定する自動車事故被害者等への相談対応を実施している被害者・遺族団体に対し、相談対応にかかる費用を支援します。 さらに、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員(コーディネーター)の養成をさらに	
＜主な定量的指標＞ ・コーディネーター養成研修修了者割合 ＜その他の指標＞ ・コーディネーター養成研修修了者数 ・ホットラインの相談件数 ・在宅介護相談窓口における相談件数 ＜評価の視点＞ ・自動車事故被害者等のニーズに応じた相談支援・情報提供がなされているか。		＜主要な業務実績＞ 1) 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体と各支所の所属長等との意見交換や勉強会への参加など、全国各支所において、延べ110回実施した。 また、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者への情報提供の充実のため、全支所において、訪問等により地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図った。 2) さらなる情報提供の充実のため、国土交通省が選定（令和5年7月事業開始）した自動車事故被害者等への相談対応を実施している11団体からの相談支援実施にかかる費用（1,676万円）について、関係規程等を整備し適正に処理を行った。 さらに、相談支援実施団体からの要請を踏まえ、自動車事故被害者等からの利用促進を図るため、チラシ・ポスターを作製するとともに、ホームページ、機関誌「友の会だより」、「ほほえみ」やナスバ交通事故被害者ホットラインで、自動車事故被害者等に対する周知を行った。 3) 専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員（コーディネーター）の養成をさらに進め全支所への配置を目指した結果、被害者支援専門員養成研修の修了者は、年度計画の33%（112人：令和2年度末全職員数（338人）の33%以上）を大きく上回る45.0%（152人：対年度計画値136%）に達した。また、令和5年度には被害者支援専門員（コーディネーター）の全支所への配置が実現。 さらに、上記被害者支援専門員（コーディネーター）のうち、より専門的かつ高度な知識を有する第Ⅱ種被害者支援専門	
＜評価と根拠＞ 評価：B 地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り情報収集を行うなどにより、自動車事故被害者のニーズに応じた相談支援機能の強化と情報提供の充実を図るとともに、被害者支援専門員（コーディネーター）を152名養成（計画値：112名、対計画値：136%）して全支所への配置が実現したほか、自動車事故被害者等への相談対応を実施している11団体からの相談支援実施にかかる費用について、関係規程等を整備して適正に処理を行った。 交通事故被害者ホットラインによる情報案内サービスでは、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を的確に行ったほか、主管支所の在宅介護相談窓口によって、介護料受給者等からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報を提供し、災害時には介護料受給者等に連絡し安否確認を行った。 以上により、自動車事故被害者等のニーズに応じた相談支援・情報提供がなされ年度計画を達成しているものと判断し、B評価とするものである。		＜評価に至った理由＞ 自動車事故被害者のニーズに応じた相談先紹介等の相談支援機能の強化や情報提供の充実化を図るため、年度計画である「被害者支援専門員（コーディネーター）の養成研修修了者割合」について対計画値136%を達成した。また、新たに補助事業を設置し、自動車事故被害者等への相談対応を実施している11団体に相談支援実施料を支給した。 一方、被害者・遺族団体との意見交換等の参加回数や在宅介護相談窓口における相談件数が目標を大きく上回る実績とは認められないため、総合的に判断して自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

	ため、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員(コーディネーター)の養成をさらに進め、全支所への配置を目指し、中期目標期間の最終年度までに令和 2 年度末全職員の 50%以上とする。 【指標】 ・各支所の管轄する被害者・遺族団体との交流実施件数 ② 自動車事故被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な相談対応及び情報提供を的確に行う。 【指標】 ・ホットラインの相談件数(平成 29 年度から令和 2 年度ま	(コーディネーター)の養成をさらに進め全支所への配置を目指し、被害者支援専門員養成研修の修了者を令和 2 年度末全職員の 50%以上とします。 ② 情報案内サービス(交通事故被害者ホットライン)等により、自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度・事故相談・訴訟・病院・被害者団体等に関する総合的な情報提供を行います。 また、主管支所の在宅介護相談窓口によって、介護料受給者等からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報を提供し、さらに災害時に介護料受給者等に連絡し安否の確認を行います。		員(コーディネーター)の養成研修の修了者は、14 名増加して 55 名となった。養成研修では、重度後遺障害の症状や他法令に基づく保険制度等に関する専門家の講義である座学研修のほか、在宅介護をより深く理解できるよう、療護施設(千葉療護センター及び岡山療護センター)において、遷延性意識障害者の日常生活の看護、生体情報、看護物品等の知識の習得のための実技研修を実施した。 4) 交通事故被害者ホットラインにおいて、自動車事故被害者等からの問い合わせ 1,610 件に対し、ナスバの制度や他機関の相談窓口を 1,644 件紹介するなど、総合的な情報提供を行った。 5) 各主管支所の介護福祉士等の資格を持つ在宅介護相談員が、763 件の介護料受給者等からの相談に対応し、介護に関する知識・技術の提供等を実施。 主な相談内容は「日常的な健康管理方法」、「ナスバの制度や取組」であった。 6) 災害時安否確認 災害に備えるための防災情報を提供し、さらに災害時に介護料受給者等の安否を適切に行うために緊急連絡先を把握するとともに、令和 5 年 5 月の石川県能登地方地震、7 月の福岡県・大分県の大雨、8 月の鳥取県の大雨及び令和 6 年 1 月の能登半島地震の際に、その地域の介護料受給者等に連絡し安否の確認を行った。	＜課題と対応＞ 引き続き、自動車事故被害者等のニーズに応じた相談支援機能の強化と情報提供の充実を図り、各種情報の発信を積極的に行う。	
--	---	--	--	--	--	--

	での平均相談 件数：2,151 件) ・在宅介護相談 窓口における 相談件数(平成 29年度から令 和2年度まで の平均相談件 数：1,115件)						
--	--	--	--	--	--	--	--

	支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.61以上とする。 【指標】 ・調査票回収率（平成29年度から令和2年度までの平均回収率：32.3%）		価度（令和5年度）について、4.61以上とします。				
--	---	--	----------------------------------	--	--	--	--

		評価		B	
④ 適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率 90%以上を確保する。 あわせて、債権管理・回収コスト要因を分析し、債権管理・回収を一層強化しつつ、引き続きコスト削減を図る。	④ 適時適切な債権管理を行うために、早期の折衝や返還義務の周知徹底などを的確に実施し、債権保全・回収を一層強化しつつ、引き続きコスト削減を図ります。	⑤ 適切な債権保全・回収を行うことにより、回収率 90%以上を確保します。	④ 令和 4 年度の回収実績等を踏まえた債権管理目標(債務者折衝率)を設定し、早期の折衝や返還義務の周知徹底を実施します。また、適時適切な債権管理を行うために必要に応じて、債権管理規程等を見直し、債権管理・回収を一層強化するとともにコスト削減を図ります。	⑤ 債権管理規程等に基づき、法的措置を含め適切な債権管理・回収を行うことにより、回収率 90%以上を確保します。	＜主な定量的指標＞ ・ 債 権 回 収 率 ＜その他の指標＞ なし
					＜主要な業務実績＞ 1) 債権回収率：93.1%（計画値：90%以上、対計画値：103.4%） 2) 債権管理規程等に基づき、債権を分類して適切に管理するとともに、債権分類に応じた目標折衝率を定め、早期折衝を行った。 ・ 一般債権 折衝率 目標： 80.0% 実績：108.0% ・ 貸倒懸念債権 折衝率 目標： 65.0% 実績： 76.5%
					＜評価と根拠＞ 評価：B 債権管理規程等に基づき、適切に債権管理が行われたこと、各主管支所による早期折衝が行われたことなど、債権管理・回収の一層の強化に取り組んだ結果、債権回収率は93.1%の実績(計画値:90%以上、対計画値：103.4%)となったことから、年度計画を達成しているものと判断し、B評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 適切な債権管理や回収率の維持・向上について、引き続き、効果的・効率的な取組を検討する。
					＜評価に至った理由＞ 債権管理規程等に基づく債権の適切な管理や早期折衝を行うなど、年度計画である「債権回収率」の目標値を達成しているため、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	自動車アセスメント情報提供業務 効率的・効果的な試験・評価の実施、わかりやすい情報提供		
業務に関連する政策・施策	政策目標：5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標：16 自動車事故の被害者の救済を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 8 号
当該項目の重要度、困難度	・効率的・効果的な試験・評価の実施【重要度：高】 高齢運転者による死亡事故が相次いで発生している中、第 11 次交通安全基本計画（令和 3 年 3 月 29 日決定）において令和 7 年までに世界一安全な道路交通の実現を目指し、24 時間死者数を 2,000 人以下、重傷者数を 22,000 以下にすると目標達成のために先進技術導入への対応が特に注視すべき事項とされている。そのため、近年の自動車の安全技術の進展・多様化にあわせて、自動車アセスメントの実施により自動車ユーザーに分かりやすく伝え、時勢に合わせて安全効果の高い自動車が市場で選択されやすい環境を整え、より安全な自動車の普及拡大及び自動車製作者のより安全な自動車の研究開発を促進する必要があるため。 ・効率的・効果的な試験・評価の実施【困難度：高】 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率については、自動車メーカーの経営判断による販売台数の多い車種のモデルチェンジ等によりカバー率が大きく下がるなどの外部要因に強く影響を受ける指標であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号 188－3

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標 期間最終年度 値）	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度			4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	
評価実施車種 の年間新車販 売台数に対す るカバー率	中期目標期 間の各年度 において 80%以上	81.8%	81.9%	84.5%						予算額（千円）	1,065,000	1,110,000			
達成度	—	102.3%	102.4%	105.6%						決算額（千円） ※注1～注3	935,874	998,451			
ファイブスタ ー獲得車種数	—	9 車種	7 車種	10 車種						経常費用（千円） ※注1～注3	963,651	1,026,953			
平均評価得点	—	175.45	184.07	184.83						経常利益（千円） ※注1～注3	67,970	59,553			
最高評価得点	—	185.02	186.44	193.53						行政コスト（千円）	963,665	1,027,359			

	広報活動実施 件数	中期目標期 間の年度毎 に 50 件以 上	66 件	79 件	108 件						従事人員数 ※注 4	319	333			
	達成率	—	132.0%	158.0%	216.0%											
	自動車アセス メントホーム ページアクセ ス件数	—	約 84 万件	約 71 万 件	約 67 万 件											
	自動車アセス メントパンフ レット配布数	—	約 89 万部	約 83 万 部	約 85 万 部											

※注 1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「自動車アセスメント
情報提供業務」の実績額（自動車アセスメント情報提供業務全体の実績額）を記
載。

※注 2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業
損益を記載。

※注 3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注 4）従事人員数については、現場職員が間接部門及び事業部門を横断的に担務してお
り業務ごとに切り分けられないため、常勤職員数から計上可能な本部の間接部
門専属人数を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
						自動車アセスメント情報提供業務の評価：B 【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4点×1項目+B3点×1項目×2)÷(2項目+1項目)=3.33 ⇒算術平均に最も近い評価は「B」評価である。 ※算定にあたっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。	自動車アセスメント情報提供業務の評価：B 【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4点×1項目+B3点×1項目×2)÷(2項目+1項目)≒3.33 ⇒算術平均に最も近い評価は「B」評価である。 ※算定にあたっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。 自動車アセスメント業務の評価重要度及び困難度を「高」と設定している「効率的・効果的な試験・評価の実施」については、年度計画である「評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率」における目標値を達成している。 また、年度計画である「広報活動実施件数」については、警察等の関係機関と連携した地方の交通安全イベントや多くの集客が見込まれる大規模イベントなどにおいて広報を実施し目標値を大きく上回ったことや、新たにマタニティイベントや専門誌においてチャイルドシートアセスメントを紹介するなど、自動車アセスメント情報についてわかりやすい情報提供を行った。 以上により自動車アセスメント情報提供業務等において重点化の対象としている項目等が評価できることから、B評価とするものである。

							評価	B
							＜評価に至った理由＞ 多くの車種について効率的かつ公正な試験・評価に取り組み、年度計画の「評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率」について目標値を達成するなど、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
① 車両の安全性に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるために、国土交通省が定める自動車アセスメント事業の拡充のためのロードマップ(以下「ロードマップ」という。)に基づき、国及び関係機関と連携しつつ、国の実施機関として効率的かつ効果的に車両の安全性について試験及び評価を行うとともに、評価結果をよりわかりやすく発信するため、衝突安全性評価及び予防安全性能評価等を統合した車両全体としての総合評価に取り組む。	① 公正な自動車アセスメント情報提供業務を効率的かつ効果的に実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できる環境を整えるとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進します。 特に、評価結果をよりわかりやすく発信するため、衝突安全性能評価及び予防安全性能評価等を統合した車両全体としての総合評価を実施します	② 国土交通省が定める自動車アセスメントの充実のためのロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、	① 国土交通省告示で定められた自動車アセスメントの評価について、効率的かつ効果的に評価試験を実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できるようにするとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進します。 特に、評価結果をよりわかりやすく発信するため、衝突安全性能評価及び予防安全性能評価等を統合した車両全体としての総合評価を実施します。	② 国土交通省が定める自動車アセスメントの充実のためのロードマップに基づき、以下の取組を実施します。また、以下の取組を効率的に実施するため、海外の自動車アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施します。	＜主な定量的指標＞ ・評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率 ＜その他の指標＞ ・ファイブスター獲得車種数 ・平均評価得点数 ・最高評価得点数 ＜評価の視点＞ ・ユーザーがより安全な車を選択できるようになっているか。 ・自動車メーカーによる安全な車の開発が促進されているか。 ・自動車アセスメントのロードマップに基づく取組を行っているか。 ・海外の自動車アセスメント関係機関等との情報共有を行っているか。 ・評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率が80%以上になっているか。	＜主要な業務実績＞ 1) 安全な車の選択・開発促進 ・自動車アセスメントについて、これまで衝突安全性能と予防安全性能等で個別の評価となっていたものを統合した新たな評価「自動車安全性能」を令和2年度より導入しており、5段階評価や総得点により自動車の安全性能の評価結果をわかりやすく自動車ユーザー等に伝えている。 ・令和5年度においては、新たに「ペダル踏み間違い時加速抑制装置性能試験」に歩行者用ターゲットを追加し、自動車16車種、チャイルドシート6製品について試験を行い、安全性能の評価の実施、結果の公表により、ユーザーがより安全な自動車等を選択できるようにした。 ・令和5年度の評価を表す自動車安全性能2023においては、最高評価であるファイブスター賞を10車種が獲得した。ファイブスター賞の平均評価得点数は197点満点中約185点と高いレベルが示された。また、令和5年度の実績として表彰することとするなど、メーカーにより安全な自動車の開発を促す取組を行った。 ・以上により、自動車メーカーによる安全な車の開発が促進された。 2) 制度充実のための取組・情報共有 ・走行中及びガラスに対するペダル踏み間違いによる急発進抑制装置について、評価方法を策定するための検討を行った。 ・交差点：対車両（出会い頭）及び二輪車対応の「被害軽減ブレーキ」について、評価方法を策定するための検討を行った。 ・CRS の UN - R129 対応とともに新たに追加された側面衝突試験について、評価方法を策定するための検討を行った。 ・V2X について、評価方法を策定するための検討を行った。 ・次世代事故自動通報装置（ACN）について、評価方法を策定するための検討を行った。	＜評価と根拠＞ 評価：B 多くの車種について効率的かつ公正な試験・評価に取り組み、自動車安全性能評価においては、引き続き高い得点で推移しており、自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上が表れている。 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率は、年度計画の80%を上回る84.5%となり、達成率も105.6%となった。 以上により、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上に向け、引き続き効果的な方策について検討を行う。 交差点における出会い頭事故に対応した「被害軽減ブレーキ」等について、評価導入のための検討を行う。	

	プに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のため、交差点における被害軽減ブレーキ、通信を利用した衝突回避支援技術、歩行者に対するペダル踏み間違いによる急発進抑制装置、前面衝突時の加害性を考慮した乗員保護、先進的脚部インパクトを使用した歩行者脚部保護の評価方法の策定のための検討を行う。この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施する。 【重要度：高】 高齢運転者による死亡事故が相次いで発生している中、第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日決定)において令和7年	既存評価項目の充実等のための検討を行います。具体的には、交差点における被害軽減ブレーキ、通信を利用した衝突回避支援技術、歩行者に対するペダル踏み間違いによる急発進抑制装置、前面衝突時の加害性を考慮した乗員保護、先進的脚部インパクトを使用した歩行者脚部保護などの評価方法の策定のための検討を行います。 また、この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施します。 ③ 以上の施策を実施することにより、販売台数の多い車種を優先して効率的に試	ア 令和8年度以降の導入が見込まれる交差点における出会い頭事故に対応した被害軽減ブレーキについて、評価のための検討を行います。 イ 令和8年度以降の導入が見込まれる通信を利用した衝突回避支援技術について、評価のための検討を行います。 ウ 令和8年度以降の導入が見込まれる次世代の事故自動緊急通報装置について、評価のための検討を行います。 ③ 自動車アセスメントについて、販売台数の多い車種を優先して効率的に試験を実施するとともに、自動車メーカー等が自発的に	・新たな前面衝突試験の自動車アセスメント評価導入に向けた検討を行った。 ・海外のアセスメント関係機関等との情報交換を行った。 3) 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率 年度計画の80%を上回る84.5%となり、達成率も105.6%となった。		
--	---	--	--	---	--	--

までに世界一安全な道路交通の実現を目指し、24 時間死者数を 2,000 人以下、重傷者数を 22,000 以下にするとの目標達成のために先進技術導入への対応が特に注視すべき事項とされている。そのため、近年の自動車の安全技術の進展・多様化にあわせて、自動車アセスメントの実施により自動車ユーザーに分かりやすく伝え、時勢に合わせて安全効果の高い自動車市場で選択されやすい環境を整え、より安全な自動車の普及拡大及び自動車製作者のより安全な自動車の研究開発を促進する必要があるため。 ③ 以上の施策を実施することにより、安全な自動車の普及促進に資するよう、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において 80%以上	験を実施するとともに、自動車メーカー等が自発的に評価を受けるような評価方法とするなどにより評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において 80%以上となるようにします。	評価を受けるような評価方法とするなどにより、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率（令和 5 年度）を 80%以上となるようにします。				
---	--	--	--	--	--	--

	とする。 【困難度：高】 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率については、自動車メーカーの経営判断による販売台数の多い車種のモデルチェンジ等によりカバー率が大きく下がるなどの外部要因に強く影響を受ける指標であるため。						
--	--	--	--	--	--	--	--

	動件数を 50 件以上とします以上とします。	により、自動車アセスメントの認知度を向上させ、その評価結果などが自動車の購入の際に利用されるようにします。	を年度計画の50件を上回る全国で計108件実施した（対計画値:216%）。 特に多くの集客が見込める主要ターミナル駅や公共広場、プロスポーツの試合会場において広報ブースを計80件出展し、内、19件において自動車アセスメントの試験車両を展示した。 ・従来から参加していたイベントがほぼ実施できる状況となったため、以下のような取組を行った。 ・令和 5 年 4 月 3 日から 6 日までの期間で、パシフィコ横浜ノースを会場に、自動車の安全技術に関する国際会議である「第 27 回 ESV 国際会議」が開催され、JNCAP ブースを出展。衝突安全性能評価を実施した車両の展示、ポスター展示等による安全性能評価の説明及び試験映像の放映を行った。 ・令和 5 年 5 月 23 日に「自動車アセスメント表彰式～ファイブスター大賞 2022 発表～」をオンラインで開催。約 4 年振りに報道関係者を会場に招くとともに、Zoomによるオンライン配信も同時に実施するハイブリット方式で開催し、一般ユーザー向けにはその模様を録画し、自動車アセスメント公式YouTubeチャンネルにて公開を行った。 ・パシフィコ横浜を会場に行われた「マタニティ&ベビーフェスタ 2023」のセミナープログラムにおいて、チャイルドシートアセスメントに関する講演、ISO-FIX チャイルドシートの取付デモンストラーションを行い、希望する参加者に対して取付体験会を実施した。 ・4 年振りの開催となった「ジャパンモビリティショー2023（旧東京モーターショー）」に自動車アセスメントを中心としたブースを出展。ブースでは、衝突試験を実施した実際の試験車両にダミーを搭載した展示や、評価試験映像の放映を行うとともに、報道関係者向けにプレスブリーフィングを実施した。 ・ジャパンモビリティショー2023 に続き、地方 4 箇所（名古屋、大阪、福岡、札幌）のモビリティショーについて、管轄する主管支所と本部が連携して参加。全ての会場において出展内容の統一を図り、出展費用の削減及び準備作業の効率化を進めた。	るものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き、効果的な交通関連イベントへの出展等の広報活動のあり方や新たな情報提供方法なども活用した広報活動について、検討する必要がある。	画と評価結果を紹介したこと（視聴回数約231万回）。 以上により、年度計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、A評定とした。 ○主な定量的指標 <table><tr><td></td><td>達 成 目 標</td><td>実績</td><td>達成率</td></tr><tr><td>広報活動実施件数</td><td>50 件</td><td>108 件</td><td>216. 0%</td></tr></table> ＜その他事項＞ （有識者からの意見） ・ A評価について異論はない。		達 成 目 標	実績	達成率	広報活動実施件数	50 件	108 件	216. 0%
	達 成 目 標	実績	達成率										
広報活動実施件数	50 件	108 件	216. 0%										

					・チャイルドシートアセスメントの情報が妊産婦や配偶者等の子育て世代に直接届くよう、マタニティ専門誌の誌面にチラシを掲載したことにより、全国の読者から直接チャイルドシートアセスメントのパンフレットの請求があり、500 名以上の手元にパンフレットを配布した。 ・高齢ドライバーによる交通事故の削減を目的とした東京都による交通事故防止の啓発動画に対して、サポカーの紹介用の映像として自動車アセスメントの試験映像を提供した。同啓発動画は、都内の医療関連施設（病院、診療施設、調剤薬局等）の待合室等で放映され、自動車アセスメントの認知度向上につながった。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4．その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1－1	業務改善の取組 効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図る。	① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図ります。	① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図ります。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等が図られているか。	＜主要な業務実績＞ ・効率的な業務運営を図るため、「コンプライアンス推進・人材開発グループ」と全主管支所に配置した主管支所次長が連携し、業務適正化業務において規程等との適合性のみならず、業務の効率化や有効性の観点から業務遂行状況を確認し、創意工夫や無駄を省く意識を維持し続けるための助言や指導を行うなどにより、業務改善を推進した。 ・今後のデジタル化の対応に向け、介護料受給者が介護料請求等の電子申請や請求状況の確認、機関誌「ほほえみ」・「介護料受給の手引き」の電子版の閲覧などをスマホやタブレット、P Cで行えるなど利便性の向上を図るとともに職員の業務効率化を図るため、介護料システムを導入した（令和6年4月から運用開始）。 さらに、令和5年度においては、全てのサーバ類をクラウド化した基幹システム（メール・ファイルサーバ等）を活用し、全職員に対し、持出し可能な業務用パソコンを導入し、介護料受給者に対する訪問支援業務や外部で実施する安全指導業務にデータを個別に保有することなくクラウドサーバにアクセスし、必要なデータをオンタイムで活用することなどにより業務の効率化を図った。また、各種会議、研修等において各職員の業務用パソコンを活用することにより資料のペーパーレス化の促進を図った。	＜評定と根拠＞ 評定：B 効率的な業務運営を図るため、本部と全主管支所が連携し、創意工夫や無駄を省く意識を維持し続けるための助言や指導を行うなど、業務改善を図った。 さらに、介護料受給者に対する介護料請求等の申請等における利便性の向上を図るとともに、職員の業務効率化を図るため、介護料システムを導入し、サーバ類をクラウド化することにより、職員が出張等において外部で業務を遂行するうえで業務上必要なデータをオンタイムで活用できる等、効率的な業務運営体制を確保していることから、年度計画を達成しているものと判断し、B評価とするものである。	評定	B ＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

						<課題と対応> 今後も引き続き事業全般の 精査・見直しを行う。	
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1－2	業務改善の取組 一般管理費・業務経費の削減、調達等合理化の取組の推進		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	一般管理費予算額、 決算額	—	—	（予算額） 243 百万円 （決算額） 242 百万円	（予算額） 236 百万円 （決算額） 235 百万円				
	一般管理費削減割合、 削減額	中期目標期間の 最後の事業年度 において、令和3 年度比で 15%以上削減	—	（計画） 令和3年度予算の 3.0%以上に相当 する額を削減 8 百万円 （実績） 3.44% 9 百万円	（計画） 令和4年度予算の 3.09%以上に相当 する額を削減 8 百万円 （実績） 3.38% 8 百万円				
	達成度	—	—	114.5%	109.5%				
	業務経費予算額、決 算額	—	—	（予算額） 3,524 百万円 （決算額） 3,519 百万円	（予算額） 3,452 百万円 （決算額） 3,450 百万円				
	業務経費削減割合、 削減額	中期目標期間の 最後の事業年度 において、令和3 年度比で 10%以上削減	—	（計画） 令和3年度予算の 2.0%以上に相当 する額を削減 72 百万円 （実績） 2.12% 76 百万円	（計画） 令和4年度予算の 2.04%以上に相当 する額を削減 72 百万円 （実績） 2.10% 74 百万円				
	達成度	—	—	105.9%	103.0%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	② 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、令和3年度比で15%以上削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、令和3年度比で10%以上削減する。	② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、令和3年度比で15%以上削減します。	② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、令和8年度末までに、令和3年度比で15%以上削減するため、令和5年度において、令和4年度予算の3.09%に相当する額を削減します。	＜主な定量的指標＞ ・一般管理費削減割合 ・業務経費削減割合 ＜その他の指標＞ ・一般管理費予算額、決算額 ・一般管理費削減額 ・業務経費予算額、決算額 ・業務経費削減額 ＜評価の視点＞ ・一般管理費及び業務経費が着実に削減されているか。 ・契約の競争性及び透明性が確保されているか。	＜主要な業務実績＞ ・一般管理費において、業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策に基づき経費削減を積極的に取り組み、年度計画（令和4年度予算に対し▲3.09%削減）を上回る経費削減（▲3.38%）を達成。 ・業務経費において、業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策に基づき経費削減に積極的に取り組み、年度計画（令和4年度予算に対し▲2.04%削減）を上回る経費削減（▲2.10%）を達成。 ・公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化を図るため、「令和5年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定。 ・計画策定、実施、自己評価及び次計画への反映というPDCAサイクルによる推進を図るため、「令和5年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」に基づく取組状況について、企画競争及び新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件に対する適正契約検証チームによる事前検証を実施し、重点的に取り組む分野に対する自己評価を行い、外部有識者からなる契約監視委員会の点検を実施。	＜評定と根拠＞ 評定：B 令和4年度予算に対し、一般管理費3.09%、業務経費2.04%以上の削減を図っている。 「令和5年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的な調達等の合理化に向けた取組を着実に実施しており、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き、経費削減を積極的に取り組むとともに、更なる調達の合理化に向けて取り組む。	評定	B
		＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。						

	化の取組の推進について」 （平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、一者応札の解消、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において前年度の自己評価や課題を踏まえ、更なる調達の合理化を推進するために重点的に取り組む分野の具体的な設定を行い、同計画を着実に実施し、効率	取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切な調達を実施する観点から、機構内に調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化の推進を図るとともに、契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施します。 具体的には、一者応札の解消では、一者応札となった原因の検証及び分析による競争参加者の増加に向けた取組や毎年度実施する契約案件において同一事業者による一者応札が継続する場合は適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行	④ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」 （平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、機構内に調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化の推進を図るとともに、契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施します。 具体的には、一者応札の解消では、一者応札となった原因の検証及び分析による競争参加者の増加に向けた取組や毎年度実施する契約案件において同一事業者による一者応札が継続する場合は適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行します。 また、企画競争				
--	---	---	---	--	--	--	--

	的な予算執行及び運営費交付金の適切かつ効率的な使用に努める。	行します。 また、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において、更なる調達の合理化を推進するための取組を設定し、これらを着実に実施するとともに、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。	や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において、引き続き調達の合理化を推進するための取組を設定し、これらを着実に実施するとともに、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。				
--	--------------------------------	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1－3	外部評価の実施、公表		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	④ 機構の各業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。	⑤ 機構の業務の改善状況等について、タスクフォース（注6）により、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。 （注6）「タスクフォース」とは、外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関	⑤ 機構の業務の改善状況等について、タスクフォース（注8）により、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。 （注8）「タスクフォース」とは、外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表しているか。	＜主要な業務実績＞ ・令和6年6月13日に「第41回業績評価等のためのタスクフォース」を開催し、令和5年度業務実績について報告し、業務の改善状況等について外部有識者による評価を実施し、評価結果についてホームページで公表した。 ・上記に先立ち、令和5年11月20日に「第40回業績評価等のためのタスクフォース」を開催し、外部有識者に対して、令和5年度上半期の業務実績について報告するとともに、今後の業務運営全般について意見を聴取し、その内容をホームページで公表した。	＜評定と根拠＞評定：B 業務の改善状況等について、外部評価を受け、その評価を踏まえた業務運営を実施していること及びその内容をホームページに着実に公表していることから、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。	評定	B ＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－2	業務のデジタル化及びシステムの最適化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行います。	情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行います。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方	＜主要な業務実績＞ 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、以下のとおり情報システムの適切な整備及び管理を行った。 ・情報漏洩等の防止のための「パソコンの持出しに関する5則」を定め、全てのサーバ類をクラウド化した基幹システム（メール・ファイルサーバ等）を活用し、全職員に対し、持出し可能な業務用パソコンを導入し、介護料受給者に対する訪問支援業務や外部で実施する安全指導業務にデータを個別に保有することなくクラウドサーバにアクセスし、必要なデータをオンタイムで活用することなどにより業務の効率化を図った。 ・各種会議、研修等において各職員の業務用パソコンを活用することにより資料のペーパーレス化の促進を図った。 ・介護料受給者が介護料請求等の電子申請や請求状況の確認、機関誌「ほほえみ」・「介護料受給の手引き」の電子版の閲覧などをスマホやタブレット、PCで行えるなど利便性の向上を図るとともに職員の業務効率化を図るため、介護料システムを導入した。 ・「行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）」に基づき、法人文書の作成から保管まで一元管理を行うことにより利便性の向上及び機能面・管理面の強化を図るため、文書管理システムの導入に向けて作業を進めている。	＜評定と根拠＞評定：B 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に則り、クラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、サーバ類を全てクラウド化にする等、適切な整備を図った基幹システムを活用し、情報漏洩等の防止のための「パソコンの持出しに関する5則」を定めたうえで、持出し可能な業務用パソコンにより、介護料受給者に対する訪問支援業務や外部で実施する安全指導業務にデータを個別に保有することなくクラウドサーバにアクセスし、必要なデータをオンタイムで活用することなど業務の効率化を図るとともに各種会議、研修等において各職員の業務用パソコンを活用することにより資料のペーパーレス化を促進した。また、電子申請等が可能な介護料システムを導入、法人文書の作成から保管まで一元管理が可能となる法人文書管理システムを導入	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

				針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を図っているか。	・引き続き、BYOD (Bring Your Own Device : 個人所有のスマートフォン等) により出張時等にメール及び法人内電子掲示板システムの利用を可能とするクラウドサービス及びチャット形式での連絡や複数名でのデータや資料の共同編集を可能とする機能を有し、本部・支所間や支所間でコミュニケーションをとりつつ共同作業を行うことが可能なクラウドサービスにより、業務運営の効率化を図った。 ・引き続き、働き方改革の一環として、本部役職員、主管支所の管理職を対象にテレワークシステム (令和2年度導入) を運用し、業務の効率化、ワークライフバランスの推進を図った。 ・引き続き、電子決裁システム (令和2年度導入) を運用し、決裁文書を電子保存する等、業務の電子化を図っている。 ・引き続き、WEB会議システムについては、組織内外での会議・研修のみならず、日常的な業務打合せに活用することにより、コミュニケーションツールとしての運用を行い、業務の簡素化・効率化を促進している。 ・引き続き、ホームページに音声読み上げ、文字拡大及びルビ振り等の機能により、障害者・高齢者を始めとして誰もが当機構のホームページにアクセスできるようアクセシビリティの向上を図った。 ・引き続き、FacebookやYouTube、X (旧Twitter) を活用し、利用者への情報提供充実・強化を図った。 ・引き続き、最高情報セキュリティアドバイザーにシステムの専門知識を有する職員を配置し、システム構築・改修時の仕様・コスト等の確認、システムの最適化に関する助言を行う体制を維持している。 ・引き続き、最高情報セキュリティアドバイザーの下、各部署で管理しているシステムの契約・更新状況、保守業務に関する内容及びシステム関連の課題等を一元的に把握し、情報システム台帳や契約状況一覧表で管理することにより、システム改修の機会を捉え、システムの最適化を行う体制としている。	するなど利用者の利便性向上及び業務の効率化を図っている。併せて、昨年度に引き続き、BYOD (Bring Your Own Device : 個人所有のスマートフォン等) により出張時等にメール及び法人内電子掲示板システムの利用を可能とするクラウドサービス及びチャット形式での連絡や複数名でのデータや資料の共同編集を可能とする機能を有し、本部・支所間や支所間でコミュニケーションをとりつつ共同作業を行うことが可能なクラウドサービスを活用し、業務運営の効率化に資する環境を構築している。さらに、ホームページに音声読み上げ、文字拡大及びルビ振り等の機能を追加し、利用者のアクセシビリティの向上を図るとともに、テレワークシステム、電子決裁システム及びWEB会議システムを運用し、引き続き、業務の簡素化・効率化を促進している。 上記のとおり、システムの最適化を推進するための体制を維持し、システム構築・改修時に業務運営の簡素化及び効率化について着実に検討・実施していることから、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。 ＜課題と対応＞ デジタル技術の利活用による利用者の利便性の向上や業務運営の効率化について検討し、順次改善を進め、情報システムの適切な整備及び管理を図る。
--	--	--	--	---	--	---

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	財務運営の適正化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。 独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位としての業務ごとに予算と実績を管理	独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務毎に予算と実績の管理を行います。 また、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発	独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務毎に予算と実績の管理を行います。 また、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化基準を踏まえた、収益化基準の単位としての業務毎に予算と実績の管理を実施しているか。	＜主要な業務実績＞ ・令和5年度事業開始前に支出予算実施計画を策定し、収益化基準の単位としての業務毎に運営費交付金を適正に配分するとともに、予算と実績の管理として第3四半期末（12月末）までに同計画の見直しを行い、運営費交付金の配分についても見直しを行った。	＜評価と根拠＞評価：B 独立行政法人会計基準の改訂等に基づき、第3四半期末までに予算と実績の管理を踏まえた支出予算実施計画及び収益化基準の単位としての業務毎に運営費交付金配分の見直しを実施していることから、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き、予算と実績の管理を実施するとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。	評価	B ＜評価に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

	する。 また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努めます。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。				
--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－2	自己収入等の拡大		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号 188

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	療護センターにおける外部検査受入件数	－	10,149 件	6,203 件	6,031 件				
	療護センターにおける外部検査収入	－	110 百万円	75 百万円	73 百万円				
	自動車アセスメント 情報提供業務に係る 自動車メーカー等か らの委託試験実施車 種数	－	3 車種	4 車種	5 車種				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試	療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試	療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ ・療護センターにおける外部検査収入 ・自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験実施車種数 ＜評価の視点＞ ・高度先進医療機	＜主要な業務実績＞ ・外部検査の受託については、地域医療への貢献として、療護センターの高度先進医療機器（MRI、PET 等）を活用した外部検査の受入に努めている。中部療護センターに隣接していた病院が令和 4 年 1 月に移転したため、前中期目標期間最終年度値に比して外部受託件数の大幅な減少につながっている。各療護センターにおける積極的な周知活動を行った結果、一定の成果に繋がり、6,031 件（対前年度比 △172 件、△2.8%）の外部検査を受託し、7,274 万円（対前年度比△242 万円、△3.2%）の収入を得た。 ・安全指導業務の受益者負担の適正化については、民間参入が進む中であっても、全国一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供する観点から事業者の規模や所在地を考慮した幅広いサービスの提供を継続的に実施して	＜評定と根拠＞評定：B 外部検査の受託については、地域医療への貢献のため積極的に検査受入に努め、各療護センターにおける周知活動を積極的に行った結果として、一定の成果に繋がったこと、また、安全指導業務においては、事業者の規模や所在地を考慮した幅広いサービスの提供を継続的に実施していく必要があるため、受益者負担の適正化に関して慎重に検討していること、さらに自動車メーカー等からの委託試験の車種数は前年度から	評定	B	＜評定に至った理由＞ 当該項目の一部である外部検査の受託件数については、中部療護センターに隣接していた病院の移転という事情変更により目標達成の困難度が高まったものの、減少数の抑制など自己収入の拡大に向けた取組を行っており、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

	験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図る。	験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図ります。	験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図ります。	器の外部検査の積極的な受入を通じ、地域医療への貢献、自己収入の確保といった取組が着実になされているか。 ・安全指導業務に対する受益者負担が適正になされているか。 ・メーカー等からの委託試験の受け入れの促進が図られているか。	いく必要があるため、受益者負担の適正化に関して慎重に検討している。 ・自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験は、予防安全性能評価及び衝突安全性能評価等が統合された自動車安全性能評価として、計5車種を行った。	1 車種増えたことにより、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。 ＜課題と対応＞ ・引き続き、外部検査の受入を積極的に行い、地域医療への貢献、受託収入の確保に努める。 ・民間参入状況と全国一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供することの適正な継続等を踏まえ、受益者負担の適正化を図ることに関しては今後も慎重に検討する必要がある。	
--	-----------------------	-------------------------	-------------------------	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－3	保有資産の見直し		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その必要性について、自主的な見直しを不断に行う。	保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行います。	保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行います。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・保有資産について、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施しているか。	＜主要な業務実績＞ ・保有資産について、現状（物）確認を実施するなど資産の利用度等についての確認を行い、保有の必要性について検討を実施した。	＜評定と根拠＞評定：B 保有資産について、現状（物）確認を実施するなど資産の利用度等についての確認を実施するとともに、その必要性についても検討を行い、不断に見直しを実施していることから、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。	評定	B ＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－4	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額を 1,400 百万円とします。	予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額を 1,400 百万円とします。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ 短期借入は行わなかった。	＜評定と根拠＞ －	評定	－
							－	

4. その他参考情報
－

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－5	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		なし	なし	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績> 実績なし。	<評価と根拠> －	評価	－

4. その他参考情報
－

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－6	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		なし	なし	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ 実績なし。	＜評価と根拠＞ －	評価	－
								－

4. その他参考情報
－

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－7	剰余金の使途		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
		利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境の整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用します。	利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境の整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用します。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ 実績なし。	＜評価と根拠＞ －	評価	－	

4. その他参考情報						
目的積立金等の状況						
(単位：百万円、％)						
	令和4年度末 （初年度）	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末 （最終年度）	
前中期目標期間繰越積立金	718	717				
目的積立金	－	－				
積立金		91				
		－				
その他の積立金等	－	－				

	運営費交付金債務	21	591			
	当期の運営費交付金交付額(a)	7,679	9,626			
	—	—	—			
	当期運営費交付金残存率 ((b) ÷ (a))	—	—			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（1）内部統制の充実強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）等を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行うほか、コンプライアンスの推進及びリスク管理の徹底等による内部統制システムの充	（1）内部統制の充実強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行います。また、コンプライアンス推進のための専従の部署と、各主管支所に配置している次長	（1）内部統制の充実強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行います。また、コンプライアンス推進のための専従の部署と、各主管支所に配置している次長（業務適正化及び人材育成担当）や関連部署	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・内部統制の仕組みが計画に基づき、実施し、点検・検証し、見直しを行うなどの内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上につながっているか。 ・適切な情報セキュリティ対策がPDCAサイクル	（1）内部統制の充実強化 1）業務運営方針等の見直し・周知 ① 引き続き、令和4年6月に策定した第5期中期計画における機構が今後進むべき方向を示した「NASVAWAY2026」を理事長自ら現地へ訪問し周知を行うことに加え、各種研修及び会議体における周知や法人内電子掲示板システムへの掲示等により浸透を図った。 ② 引き続き、令和4年11月に、「NASVAWAY2026」に基づき強い使命感を持って諸課題に挑戦する次代の機構を担う人材を育成していくための取組の方向性や人事運用のあり方を示した「ナスバ人材育成方針」を、各種会議体における周知や法人内電子掲示板システムへの掲示等により浸透を図った。 ③ 法人内電子掲示板システムに理事長訓示、最新の例規集や各種マニュアルを掲示し、規程類やマニュアル等を随時確認できる仕組みを構築している。 2）業務の改善・風通しの良い組織づくり ① 引き続き、理事長と職員が直接交流できる	＜評定と根拠＞評定：B 内部統制については、規程類や体制を整備、適正に運用するなど内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上、理事長による地方機関へ出向いての職員等との直接の対話や本部・地方機関間のWEBによる対話の他、法人内電子掲示板システムを活用したコミュニケーション等、役職員間の風通しの良い組織づくりに取り組んだ。また、令和2年4月から全主管支所に配置している業務の適正化及び人材育成に特化した役割を担う主管支所次長と、令和3年4月から本部に配置している「コンプライアンスの推進の企画及び調整」、「人材開発の企画及び調整」を担うコンプライアンス推進・人材開発グ	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う。 さらに、法人のミッションや長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを徹底する。 また、独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。 （2）情報セキュ	（業務適正化及び人材育成担当）や関連部署との連携により、コンプライアンスの徹底やハラスメント防止、リスク情報の報告・分析・再発防止策の策定や共有、継続的なルールの見直し、関連の研修の実施等、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行います。 さらに、機構のあり方、方向性を明確化した業務運営方針の見直しを行うとともに、当該業務運営方針や理事長の指示について、法人内電子	との連携により、本部から現場まで一体となり、コンプライアンスの徹底やハラスメント防止、リスク情報の報告・分析・再発防止策の策定や共有、継続的なルールの見直し、関連の研修の実施等、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、各種会議体において取り組みの進捗を把握し、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、必要に応じて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行います。 さらに、機構のあり方、方向性を明確化した業務運営方針の見直しを行うとともに、当該業務運営方針や理事長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有す	により運用されて見直しが図られているか。	スペース「Villa Nakamura ～理事長トークタイム～」を法人内電子掲示板システムに設置し、理事長と職員との距離感を縮めることに努めた。 ② 各種会議における意見交換の他、理事長等が地方機関へ出向いての職員等との対話、理事・本部部長等と主管支所長との定期的な WEB 会議システムによる対話、理事・担当職員等と主管支所次長との定期的な WEB 会議システムによる対話等により幅広く意見交換を行い、建設的な意見等を吸い上げ、業務改善に繋がった。 ③ 引き続き、主管支所マネージャー（総務・経理担当）会議、主管支所マネージャー（安全指導業務担当）会議、主管支所マネージャー（被害者援護業務担当）会議において、地方機関からの意見・要望・提案を共有し、本部と各主管支所が対話を重ねたうえで、対応方針を決定し、業務の見直し等に繋がった。会議内で共有した意見・要望・提案や対応方針は、法人内電子掲示板システムに掲示し、全役職員間においても共有した。 3）規程類や体制の整備 内部統制の充実強化を図るため、以下のとおり規程類や体制の整備を行った。 ① 令和 5 年 4 月 24 日付け令和 5 年度年度計画の変更により追加された「重度脊髄損傷の十分な治療・リハビリテーションを受けられる環境整備」、「自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供の充実」等の業務に対応するため、新たなグループの設置や人員の配置などについて、令和 5 年 4 月 1 日に「独立行政法人自動車事故対策機構組織規程（平成 15 年 10 月 1 日機構規程第 9 号）」の改正を行い組織体制の強化を図った。 ② 令和 5 年 10 月 1 日に「独立行政法人自動車事故対策機構組織規程（平成 15 年 10 月 1 日機構規程第 9 号）」の改正を行い「コンプライアンスの推進の企画及び調整」、「人材開発の企画及び調整」を担うコンプライアンス推進・	ループとの連携を強化し、本部・地方機関が一体となってコンプライアンス徹底及び人材育成に取り組んだ。 情報セキュリティ対策としては、引き続き、全役職員等に対して E ラーニングや標的型攻撃メール訓練等の教育を実施するとともに、情報セキュリティ関連規程類の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和 3 年度版）」への準拠や部署横断的なセキュリティ対策に取り組んだ。 以上を踏まえ、年度計画を達成しているものと判断し、B 評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）等を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行うほか、内部統制の仕組みが有効に機能しているか、不断の点検・検証を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行うなどの内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努める。 情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略」（令和 3 年 9 月 28 日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、関連規程類を適時適切に見直すとともに、情報セキュリティ対策に関する訓練や
---	---	---	-----------------------------	---	---

リティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、関連する規程類を適時適切に見直す。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育などの情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ることとする。	掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを徹底します。また、現場からの業務改善提案制度を運用すること等により、業務の改善や風通しの良い組織づくりに努めます。 (2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などを適時適切に見直します。 また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育など、保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を講じ、	ることを引き続き徹底します。また、各種会議体において現場からの意見・要望を吸い上げること、及び現場からの業務改善提案制度を運用すること等により、業務の改善や風通しの良い組織づくりに努めます。 (2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などを適時適切に見直します。また、これに基づき、CSIRTの構成員を中心とした情報セキュリティインシデント対応訓練、全役職員を対象とした標的型メール攻撃訓練、情報セキュリティ対策に関する教育などを実施し、情報セキュリティに関する役職員の意識を		人材開発グループと内部統制を所管する総務グループ・研修の実施を担う人事グループが有機的に連携し、人材育成やコンプライアンス、リスク管理等、内部統制に関わる取組を推進する体制を整備するため、コンプライアンス推進・人材開発グループを企画部から総務部に移管し、令和2年4月から全主管支所に配置した地方機関において職員のコンプライアンスの徹底・人材育成に特化した役割を担う主管支所次長と連携する体制を明確にしたうえで維持し、定期的に行う連絡会やコンプライアンス推進・人材開発グループ担当職員の現地訪問により、取組の進捗状況の確認や取組への助言を行う等、本部・地方機関が一体となり、コンプライアンスの推進及び人材開発に取り組む体制を維持した。 ③ 引き続き、内部監査室長の専任化を維持した。 ④ 引き続き、コンプライアンス推進・人材開発グループにおいて、職員の研修受講実績の一元管理及び職員の横断的な研修の実施など研修管理の効率化を図った。 4) コンプライアンスの徹底 ① 引き続き、コンプライアンスに対する職員の意識向上のため、本部の部署単位または支所単位ごとに、ア) ミスの防止や規程類等の知識向上及び不正の防止、即ち、a. 追い込まれた、b. 上司が指示、c. 前任者から実施といった状況でも規程違反をはねつけられる強いコンプライアンス意識の醸成に繋がる活動か。イ) ハラスメント防止に関する行動目標が入っているか。ウ) コンプライアンスを遵守する意識はあるにも関わらず、具体的な行動に結びつかないという課題への対応に繋がるか。エ) 組織行動目標の活動状況について振り返る方法を定めているか、をポイントとし、職員皆でコンプライアンスの徹底のための行動目標を設定し、ミーティング・個別面談等で取組状況を振り返り、コンプライアンスの重要性を組織に浸透させた。	教育等を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。	
---	--	--	--	---	---------------------------------------	--

		情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ります。	高めるとともに、サイバーセキュリティに関する昨今の情勢を踏まえ、保有個人情報保護を含む情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組めます。 また、情報セキュリティ委員会や本部横断的な情報システム管理運用体制により、対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ります。	② 引き続き、法人内電子掲示板システムに最新の例規集や各種マニュアルを掲示し、ルールやマニュアルをすぐに確認できる仕組みを維持している。 ③ 引き続き、令和5年11月～令和6年1月に、「コンプライアンス実践・進捗状況のチェック（自己点検）」を役職員等に対して行い、現状のコンプライアンスに関する認識度を調査し、コンプライアンス委員会（令和6年2月）で、課題の抽出と対策を検討したうえで、改めてコンプライアンスの再徹底を図った（参考：コンプライアンスに対する意識と行動に関して、約96%の役職員が「前年度に比べ向上した・前年度以前に向上した状態を維持している・変化しつつある」と回答）。 5）ハラスメント防止 ① 本部及び地方機関の全ての職員を対象に、ハラスメント防止を目的としたコミュニケーション活性化研修[令和5年11月から令和5年12月（全14回）]を実施し、職員一人一人のハラスメント防止への意識向上及び醸成を図った。 ② 引き続き、令和5年11月から令和6年1月に「コンプライアンス実践マニュアル」に関するEラーニングを実施し、浸透を図った。 ③ 引き続き、ハラスメント/コミュニケーションに関する研修を階層別研修に組み込み、ハラスメント防止の意識を醸成した。 ④ 引き続き、法人内電子掲示板システムにニュース記事等を参考に実際に起こった事例を「一般的なハラスメント事例」として毎月掲示し、どのような行為がハラスメントとなり得るか、意識付けを行った。 ⑤ 引き続き、令和5年7月から令和5年8月に「全職員へのハラスメント防止に関するEラーニング」を実施しハラスメントに関する理解を深めたうえで、新たに「自己チェックによる行動の振り返り」及び「職場環境匿名アンケート」を行い、ハラスメント防止に関する意識付けを行った。		
--	--	--	--	--	--	--

				6) リスク情報の報告・分析・再発防止策の策定や共有 ① 顕在化したリスクについては、リスク内容に応じた柔軟な報告経路とし、更なる報告の効率化、迅速化を図るとともに、引き続き、確実に関係者に報告する連絡体制を維持し、報告されたリスク情報は、本部関係部署が原因分析・再発防止策を精査した。また、報告されたリスクの概要については、月毎に取り纏め、法人内電子掲示板システムで横展開し、「他山の石」として研修資料や注意喚起資料として活用した。 ② 引き続き、業務リスクに伴うインシデントを未然に防止するため、リスク管理委員会（令和5年5月、令和5年10月、令和6年2月、令和6年3月）を開催し、リスクの発生状況、内容、原因、再発防止策等を評価し、優先順位の上位かつ低減対策をとる必要があるリスクに係るチェックリスト（自己点検表）の見直しを行った。 ③ 地方機関におけるリスク管理は地方機関の長の力量に大きく委ねられていることに鑑み、令和5年6月から令和5年7月に管理職の強化育成の一環として地方機関の管理職及び本部マネージャーを対象としたリスクマネジメントに関するEラーニングを実施し、リスク管理の強化を図った。 7) 継続的な業務改善・業務効率化の推進 引き続き、地方機関において職員のコンプライアンスの徹底・人材育成に特化した役割を担う主管支所次長が各支所において業務が適正に行われているか確認する業務適正化業務として、業務の適合性のみならず、業務の効率性や有効性の観点から業務遂行状況を確認し、創意工夫や無駄を省く意識を維持し続けるための助言や指導を行う等により業務改善・業務効率化を図った。 8) 内部統制に係る役職員への教育の充実		
--	--	--	--	---	--	--

					引き続き、役職員に対する研修、訓練及び個別学習を以下のとおり行うとともに、会議体の場を活用し、内部統制に係る役職員一人一人の意識改革、情報の共有を徹底した。 ① 新規採用職員研修 令和 5 年 4 月の研修においては、本部における集合研修を 4 日間実施し、機構の基本方針等の基本的事項をはじめ、就業規則や独立行政法人評価制度、ビジネスマナー等に関する研修を実施するとともに、千葉療護センター施設の見学を通して、自動車事故被害者の現状や療護センターの役割等について研修を実施し、業務遂行上必要となる基礎知識等の習得を図った。 ② 階層別職員研修 アシスタントマネージャー研修[令和 5 年 5 月]、チーフ研修[令和 5 年 5 月]、新任マネージャー研修[令和 5 年 6 月]、スタッフフォローアップ研修[令和 5 年 6 月]において、コンプライアンスに関する事例等を題材にしたグループワークを行う等、職員が自ら考えるタイプの研修を実施し、コンプライアンスの重要性、階層別の責任、機構職員としての責任のあり方を考える機会とし、意識の醸成を図った。 ③ 管理職研修 ・支所長等の管理職にとって、コミュニケーションは部下職員の状況把握や指導、業務の円滑化、情報の伝達、支所内の風通しの良い職場環境作りなど支所をマネジメントしていく上で重要であることから、より一層コミュニケーションに対する意識・スキル向上が図られるよう、支所長等の管理職 103 名に対し、新たな研修として令和 5 年 12 月に 4 回に分けて、部下職員等とのコミュニケーション実践研修を取り入れた「支所長等管理職研修」を実施した。また、ラーニング効果を高めるため、研修受講後に研修を受講した全管理職が研修で学んだことを踏まえた管理職としての決意等に関するレポートを理事長に提出し、理事長から管理職	
--	--	--	--	--	--	--

					員一人一人にメッセージを発出し、管理職としての意識の醸成を図った。 ④ 会議体 ・主管支所長等会議・全国支所長等会議[令和5年4月]において、機構の基本理念・方針の浸透、部下の育成、業務の管理・改善、コンプライアンスの徹底について研修を実施し、支所長としての意識のあり方を共有した。 ・次長会議[令和5年5月]において、統一運用ルール等業務改善に関する取組について全次長で討議し、共有することにより業務改善に係る取組の平準化を図った。 ・次長会議[令和6年3月]において、業務の効率化や若手職員の育成の観点から、各主管・支所において作成している支所独自のマニュアルや業務手順書について、次長会議において議論し、その結果を踏まえ、業務手順書をわかりやすく共有するための仕組みや新人研修への活用等について整備した。 ⑤ 標的型メール攻撃訓練 機構のメールアドレスを有する全役職員等を対象にEmotet（エモテット）と呼ばれるウイルスへの感染を狙うメールを想定した標的型メール攻撃訓練[令和5年12月～令和6年2月]を実施し、標的型メールとして認識できるか、不審なメールを受信した場合の報告及び初動対応等について訓練を行った。 その結果や課題については、「情報セキュリティ委員会・保有個人情報等の適切な管理のための委員会 合同開催[令和6年3月]」において共有するとともに、開封者や未報告者に対しては、標的型メール攻撃に関する再教育を実施した。 ⑥ 個別学習プログラム 就業規則に関するEラーニング [令和5年4月～令和5年5月]を、全職員等を対象として実施するとともに、ハラスメント防止に関するEラーニング[令和5年7月～令和5年8月]、コンプライアンスに関するEラーニング	
--	--	--	--	--	--	--

				[令和5年11月～令和6年1月]、個人情報保護・情報セキュリティに関するEラーニング[令和5年10月]を、全役職員等を対象として実施した。また、リスクマネジメントに関するEラーニング[令和5年6月～令和5年7月]を、管理職を対象として実施した。 9) 内部統制のモニタリング 令和5年11月に内部統制推進責任者会議を開催し、各主管支所の災害対策やリスク管理の取組について推進状況をモニタリングするとともに、上期のリスク発生状況の分析結果を共有した。 また、令和6年3月の内部統制委員会において令和5年度の内部統制の取組状況、内部監査の実施状況をモニタリングし、次年度の取組方針を審議した。 10) 内部監査等の強化 内部監査等については、新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ、WEBシステムによるヒアリングも活用し、会計内部監査(19箇所(無予告による監査1箇所を含む。))、個人情報の保護等重要業務リスクの顕在化を防止するためのリスクアプローチ型業務内部監査(28箇所(無予告による監査7箇所を含む。))を実施するとともに、監事監査(27箇所)を通じて、業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制状況のモニタリングを実施した。 また、内部監査において管理職を中心としたコンプライアンスに関するヒアリングを重点的に実施するとともに、期中の規程改正に応じた監査を実施して業務の適正化を図った。 11) 監事機能の実効性の向上 定期的に、理事長と監事との間で意見交換を行い、機構の適正な業務運営のあり方、早急に改善すべき課題への対応策等について活発に議論を交わし、内部統制の充実を図った。 12) 内部統制体制の強化		
--	--	--	--	--	--	--

				引き続き、総務・企画部門の審議役に、機構業務全般にわたり豊富な知識と経験を有する職員を配置するとともに、すべての主管支所に機構業務全般にわたり豊富な知識と経験を有する次長を配置し、業務の適正化及び人材育成に特化した役割を担う等、内部統制体制の強化を図っている。 (2) 情報セキュリティ対策 1) 情報セキュリティに係る教育の実施 引き続き、全役職員等に対して、情報セキュリティ関連規程類の改正や最近のセキュリティ情勢等を踏まえた E ラーニングを令和 5 年 7 月に実施するとともに、Emotet(エモテット)と呼ばれるウイルスへの感染を狙うメールを想定した標的型攻撃メール訓練を令和 5 年 12 月から令和 6 年 2 月に実施した。また、情報セキュリティインシデント対応チーム(CSIRT)に所属する職員に対しては、インシデント発生の未然防止に関する教育を令和 5 年 11 月に実施した。 2) 情報セキュリティ関連規程類の改正 情報セキュリティ関連規程類については、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針(令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定)」に準拠するための改正を行った。 3) 独立行政法人情報処理推進機構のマネジメント監査への対応 引き続き、サイバーセキュリティ基本法に基づき、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)により実施された「マネジメント監査」にかかる指摘事項に基づき、システムサーバに定期的にセキュリティパッチを適用する運用とする等、適切な措置を講じた。 4) 機構内各種システムの統制強化 令和 2 年 4 月に雇用した、情報セキュリティについて専門的な知識及び経験を有する職員を、引き続き、最高情報セキュリティアドバ	
--	--	--	--	--	--

					イザーとして配置し、部署横断的に各システムの運用やセキュリティにかかる状況を把握・確認できる体制を維持している。 5) 地震災害に係る対応 地震災害にかかる対応については、全役職員の安否確認や支所建物の被害状況等の把握を迅速に行うため、引き続き警備会社が提供する安否確認サービスを利用して防災対策を実施するとともに、防災週間（令和5年9月）において、万一の地震災害等の発生に対処するため、全役職員参加の安否確認訓練及び支所施設等の被害状況の報告訓練を実施した。実際に、震度5弱以上の地震が発生した際や特別警報が発令された際には、発生地域の役職員等の安否確認を迅速に行っている。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－2	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和４年度）4－⑯ 行政事業レビューシート事業番号 189

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	４年度	５年度	６年度	７年度	８年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。	千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行います。	・千葉療護センター：X線透視システム更新 ・東北療護センター：磁気共鳴画像診断装置（MRI）更新 ・東北療護センター：受電設備高圧機器更新工事 ・東北療護センター：嚥下機能評価のためのレントゲン透視装置 ・岡山療護センター：中央監視装置更新 ・岡山療護センター：蒸気ボイラ更新 ・岡山療護センター：自動ジェッ	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・中期計画及び年度計画に沿って適切に実施されているか。また、その調達においても公正性・透明性を確保したものとなっているか。	＜主要な業務実績＞ 年度計画に基づき、施設・設備の整備を行った。 なお、調達にあたっては必要性を厳正に検証し、全て一般競争入札により相手方を選定した。 ・千葉療護センター X線透視システム更新 ・東北療護センター 磁気共鳴画像診断装置（MRI）更新 受電設備高圧機器更新工事 嚥下機能評価のためのレントゲン透視装置 ・岡山療護センター 中央監視装置更新 蒸気ボイラ更新 自動ジェット式超音波洗浄装置更新 磁気共鳴画像診断装置（MRI）更新（※） 電動型昇降浴槽更新（※） ・中部療護センター 診断支援画像ネットワークシステム更新	＜評定と根拠＞評定：B 中期計画に基づく設備等について、年度計画に沿って適切に整備し、年度内の完了が困難となったものについては、適切に繰り越した。また、調達にあたっては必要性を厳正に検証し、会計規程に則って公正性・透明性を確保したことから、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き、設備等の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。	評定	B ＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

			ト式超音波洗浄装置更新 ・岡山療護センター：磁気共鳴画像診断装置（MR I）更新 ・岡山療護センター：電動型昇降浴槽更新 ・中部療護センター：診断支援画像ネットワークシステム更新 ・中部療護センター：X線TV更新 ・中部療護センター：中央監視装置系統リモートユニット交換 ・中部療護センター：O-15ガス純度測定装置等更新 ・中部療護センター：病棟浴槽等更新 ・中部療護センター：磁気共鳴画像診断装置（MR I）更新（前年度契約済）		X線TV更新 中央監視装置系統リモートユニット交換 O-15ガス純度測定装置等更新（※） 病棟浴槽等更新（※） ・中部療護センター 磁気共鳴画像診断装置（MR I）更新（前年度繰越分） ※ 岡山療護センター・磁気共鳴画像診断装置（MR I）更新、岡山療護センター・電動型昇降浴槽更新、中部療護センター・O-15ガス純度測定装置等更新及び中部療護センター・病棟浴槽等更新については、年度内の完了が困難となり、翌年度に繰り越されている。なお、本件整備に係る財源については、繰越明許費として、自動車安全特別会計自動車事故対策勘定「(項) 独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費」の計上がなされている。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－3－1	人事に関する事項 人事に関する計画		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく見直すものとする。 産業カウンセラー、介護職員初任者研修等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。 さらに将来を担う職員の資質の向上のため、機構の	給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表します。	給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表します。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ ・給与水準の対国家公務員指数(ラスパイレス指数) ＜評価の視点＞ ・給与水準について、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表しているか。	＜主要な業務実績＞役職員の給与水準について ・国家公務員給与法の一部改正に準拠して、令和5年4月から役員報酬を1,000円～3,000円引上げ、職員の俸給月額を平均1.3%（初任給（大卒程度）については、11,000円の引上げ）の引上げを行った。また、令和5年12月期において役職員賞与の0.1月分の引上げを行った。 ・国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図った結果、令和5年度の給与水準（ラスパイレス指数（年齢勘案））は104.4となった。（前年度 106.4 前々年度 106.3）	＜評定と根拠＞評定：B 国家公務員の給与改定等に準拠した給与水準の適正化等により、役職員給与について全般的に見直しを図っていることから、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証し、給与水準の適正化を図る。	評価	B ＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

	人材育成方針を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用・育成強化を図るとともに、職員のモチベーションの向上を図る。						
--	---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－3－2	人事に関する事項 人材の活用・育成		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく見直すものとする。 産業カウンセラー、介護職員初任者研修等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。 さらに将来を担	産業カウンセラー、介護職員初任者研修等の資格を取得させるとともに、それらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに将来を担	高いモチベーションと専門性を有した人材の育成に必要な取り組みを示した「NASVA 人材育成方針」を随時改定し、各階層に求められる知識やスキルを習得させるほか、ニーズに即した職務遂行力の向上に資する研修を実施します。また、安全指導業務、被害者援護業務等の各業務の質の向上を図るための専門研修及び専門的資格習得の支援を実施します。加えて、職員の個別の状況を踏まえた育成計画に則って、OJT 等を	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・「ナスバ人材育成方針」を随時改訂し、次代のナスバを担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確にすることにより、職員の意欲を向上させるとともに、能力・実績を適正に評	＜主要な業務実績＞ 1) 子育てにおける休暇について、これまで子の看護のための特別休暇（時間単位の取得が可能）は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員を対象としていたが、職員から小学生でも看護が必要な状況があり、拡充の要望があった。労働基準法では、時間単位年休は1年に5日間が限度とされ、5日を超える分は1日もしくは半日単位の年次休暇を取得する必要があるため、特別休暇を拡充することにより効率的な働き方や年次休暇の取得が可能となることから、令和5年11月1日より子の看護のための特別休暇について「小学校就学の始期に達するまでの子」を「小学校に就学している子まで」へ対象を拡充することとして、子育て世代支援の強化を図り、子育てに悩むことなく、安心して働ける職場環境を整えた。 2) 働き方改革の一環として、従来、子育て等の関係で休暇が取得しづらいことが課題であった少人数支所の職員の精神的・肉体的な負担を軽減することを目的に、事故対策事業推進員及び契約職員の人数制限を撤廃し、産業カウンセラー資格を有する職員を一定数確保することとして、職場のニーズに柔軟に対応し、職員が安心して休暇取得できる働きやすい環境を整備し、	＜評定と根拠＞評定：A 第五期中期計画以降、理事長による支所訪問（令和4年度以降、全50支所訪問）や監事監査（令和4年度28か所、令和5年度27か所）において、職員から様々な意見・要望が寄せられたことから検討したところ、対応が可能な要望を実施してきた。 1) 職員の要望が最も大きかった「生活の本拠を置く主管支所管内における異動を原則とする」等の改訂版「ナスバ人材育成方針」に基づき令和5年4月以降の人事異動を実施したが、さらに、働き方改革、ワークライフバランス推進の取組として、職員からの休暇を取得しづらい状況に対する改善要望を受けて、子の看護のための特別休暇を令和5年	評定	A	＜評定に至った理由＞ 人材の活用・育成として、以下の取組を行っている。 ○職員からの意見・要望を受け、「ナスバ人材育成方針」を改訂し、生活本拠地である主管支所管内の異動を原則とすることや、子の看護のための休暇に係る取得期間の延長、異動に伴う引越し手当の拡充、職員OBの活用等による少人数支所の体制整備に取り組むなど、職員が安心して働ける環境の整備を図った。 ○ナスバの魅力や風通しの良い職場風土を紹介するため新人職員による理事長インタビューをホームページで紹介し、理事長自らが先頭に立ちリクルートを行うことや、千葉療護センター建て替えのための専門的人材の採用など、社会情勢や

	う職員の資質の向上のため、機構の人材育成方針を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用・育成強化を図るとともに、職員のモチベーションの向上を図る。	踏まえた育成計画の策定により職員の資質向上・ノウハウの取得を促進するなど育成強化を図ります。さらに、多様な経験・研鑽による人材育成、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用することにより、人材の有効活用を図ります。 これらの取組が有効に行われるよう、人材の開発・推進に専従する部署と主管支所に配置した次長（業務適正化及び人材育成担当）や関係部署との連携により実施していきます。	実施し、職員の資質向上やスキルアップを図ります。 これらの取組は、有効に機能するよう、人材の開発・推進に専従する部署と主管支所に配置した次長や関係部署とが連携して実施します。 さらに、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行い、また、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用し、人材の有効活用を図ります。	価する仕組みを適切に運用し、人材の有効活用を図っているか。 - 産業カウンセラー、介護職員初任者研修等の資格を取得させるとともに、資格取得者について、適正な配置を行い、職員の活用を図っているか。 - 事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行い、幅広い視野と経験を有する人材の育成を図っているか。 - 全職員を対象に個別の状況を踏まえた育成計画により、OJT等を実施し、職員の資質向上やスキルアップを図っているか。 - 研修の充実を図り、職員の資質向上を図っているか。	小規模支所で働く職員のストレス軽減につなげた。 3) 社会情勢や事業環境の変化に対応するため、採用活動を次のとおり拡充し、優秀な人材の確保の取組を実施した。 ① 新規採用への取組 「大学への採用活動取組 Q&A」による各支所の地元大学の企業研究会や企業説明会への参加等の積極的なリクルート活動に加えて、HPの採用コーナーを根本的に見直し、先輩からのメッセージを増やすとともに、新人職員による理事長インタビューを取り入れ、理事長自ら受験生に向けたナスバの魅力発信や働きやすい、風通しの良い職場のPRを図った結果、応募者が対前年度比約113%(101名→115名)増加した(10名採用)。また、遠方受験生の負担に配慮しオンラインでの面接を取入れて実施した。更に、国家公務員給与法の一部改正に準拠して、令和5年4月から職員の俸給月額を改定し、初任給(大卒程度)について11,000円の引上げ)の引上げを行った。 ② 中途採用への取組 より多くの応募者から優秀な人材を確保することを目的として、これまで応募要件であった産業カウンセラー(又は交通心理士)資格保有必須を緩和したところ、応募者が約5倍に増加し、同資格未保有の事故対策事業推進員やナスバ事業に関連する民間等の経歴を有する者から即戦力となる人材を確保した(12名採用)。また、受験生が働いていることや家庭事情等に配慮しオンラインでの面接を取り入れて実施した。また、中途採用職員について、直接、指導を受けられる体制が整っている支所へ配置するとともに、早期に個々の特性に応じた個別育成プログラムを策定し、必要に応じた研修やOJT等を実施し、即戦力化を図った。 4) 千葉療護センター建て替えに係る設計・施工監理の知識が必要となるため、一級建築士等専門家の契約職員を公募し、採用後は当該契約職員の知見を活かし、プロパーの専門人材の育成の推進することで組織の強化を図った。 5) 各支所の人数規模から、長く同一支所に留まることが少なく、やむを得ず支所間の広域異動	11月より「小学校就学の始期に達するまでの子」から「小学校に就学している子まで」へ対象を拡充するとともに、少人数支所に勤務する職員の精神的・肉体的な負担を軽減するため、事故対策事業推進員及び契約職員の人数制限を撤廃して産業カウンセラー資格保有者を積極的に雇用できる環境を整えた。加えて、引越しを伴う人事異動が多いナスバにおいては自己負担額が生じる回数が多いことから、令和5年4月より移転料の限度額(3倍上限)を撤廃して完全な実費支給とするなど、職員からの要望を踏まえて職員が安心して働ける環境の整備を図った。 2) 社会情勢や事業環境の変化に対応して優秀な人材を確保するため、新規採用について、各支所の積極的なリクルート活動に加えて遠方受験生に配慮してオンライン面接を取り入るとともに、ナスバHPの採用コーナーを見直し、先輩からのメッセージを充実化するとともに新人職員による理事長インタビューを掲載し、理事長自ら受験生に向けたナスバの魅力発信や働きやすい、風通しの良い職場のPRを図った結果、応募者が対前年比約113%増加(令和4年度101名→令和5年度115名)した。加えて、令和5年4月から職員の俸給月額を	事業環境の変化に対応して優秀な人材を獲得するため積極的な取組を行った。 ○組織全体の更なる意識改革や風土改革のため、組織改編による体制づくりや理事長自らが全管理職一人一人に研修後にメッセージを発出するなど管理職の意識改革に取り組むことや、非常勤職員向けの手厚い研修を実施するなど、職員の育成、研修の実施の取組を強力に推進した。 以上により、年度計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、A評定とした。 <その他事項> (有識者からの意見) A評価について異論はない。
--	--	--	--	--	--	---	--

				(回数)が多いナスバにおいては、引越しを伴う自己負担が多く生じる現状があり、従前より、職員からの人事異動に伴う移転料の実費支給の要望が強かったことから、旅費規定に定める移転料について、定額の3倍としていた限度額を撤廃し、令和5年4月より完全な実費支給を実施し、職員の負担軽減、組織に対する満足度向上を図った。 6) 非常勤職員のナスバへの理解度及び満足度向上を図ることを目的として、ナスバが非常勤職員に期待していることや役割等を明記した「非常勤職員の皆さんへ」を令和6年1月に作成し、各所属部署において当該資料を活用して研修を実施し、非常勤職員のモチベーション向上を図った。 7) 風通しの良い職場環境を構築するためには、職場内の心理的安全性や良好な人間関係が重要であることから、新たな研修として非常勤職員も含めた全ての職員に対して「コミュニケーション活性化研修」を全14回実施し、職員一人一人が相手の心情に配慮しながら自分の考えを伝えるアサーティブコミュニケーションについて学び、所属部署内でのコミュニケーションの活性化を図ったところ、全職員が同じ研修を受講したことにより、共通認識が生まれ、受講した職員からは、「人それぞれ感じ方が違うので、相手の個性を理解することを大事にしたい」「相手の気持ちに配慮した接し方言動を心掛け、良好な職場環境にしたい」等の新たな気づきの発見があったという意見も多く、コミュニケーションが円滑になるとともに各職場内におけるミーティングの活発化に繋がった。 8) 支所長等の管理職にとって、コミュニケーションは部下職員の状況把握や指導、業務の円滑化、情報の伝達、支所内の風通しの良い職場環境作りなど支所をマネジメントしていく上で重要であることから、より一層コミュニケーションに対する意識・スキル向上が図られるよう、支所長等の管理職103名に対し、新たな研修として、部下職員等とのコミュニケーション実践研修を取り入れた「支所長等管理職研修」を全4回実施した。また、管理職としての意識向上を図るためには、トップ自らが管理職に求めることをしっかり伝えていくことが重要との考えに	改定し、初任給(大卒程度)を11,000円の引上げを行った。また、社会時経験者(中途)採用について、応募要件であった産業カウンセラー(又は交通心理士)資格保有必須について、一次募集から二次募集において要件を緩和したところ約5倍(74名→352名)と応募者が増加し、資格未保有者から事故対策事業推進員やナスバ事業に関連する勤務経験者を確保するとともに、経験豊富なプロパー職員がいる支所へ配置し、OJTを通じた即戦力化を図った。加えて、千葉療護センター建て替えに対応するため一級建築士を契約職員として採用し、当該契約職員の知見を活かして当該事業を強力に推進するとともに、ナスバプロパーの専門人材を育成するなど組織力の強化を図った。 3) 組織全体の更なる意識改革や風土改革に向けて「コンプライアンスの推進の企画及び調整」、「人材開発の企画及び調整」を担うコンプライアンス推進・人材開発グループを令和5年10月に企画部から総務部に移設して総務グループや人事グループと効果的に進めていく体制を整え、全管理職(103名)向けの「支所長等管理職研修」(全4回)を実施してマネジメント力の向上を図り、組織のトップ自らが管理職に求めることをしっか
--	--	--	--	--	---

				より、理事長自ら研修受講後に研修を受講した全管理職が研修で学んだことを踏まえた管理職としての決意等に関するレポートを確認し、レポートの内容に応じて管理職員一人一人にメッセージを発出し、管理職としての意識の醸成を図った。管理職からは、「職場内の心理的安全性を高め、みんなで成長できる職場作りを目指して、実践していく」「部下に寄り添った面談を行い、部下を育てる管理職を目指す」等の決意表明が示される等管理職の意識向上に繋がった。 〔再掲〕 9) 業務の効率化や若手職員の育成の観点から、各主管・支所において作成している支所独自のマニュアルや業務手順書について本部で集約、整理して全支所へ情報共有した。情報共有が図られたことにより、各主管において他主管の取り組みを参考に、更なる業務効率化、人材育成に繋がるマニュアルの検討・策定等が推進され、職員からは「人材育成にも活用できる資料の作成に参考になった」「他支所で作成したマニュアルが簡潔で要領を得ており、効率化に活用できる」等の意見があった。 10) 組織全体の更なる意識改革や風土改革に向けて総務グループ・人事グループと連携してコンプライアンス遵守や人材開発、人材育成を効果的・有機的に進めるため、令和3年4月に企画部に新設した「コンプライアンスの推進の企画及び調整」、「人材開発の企画及び調整」を担うコンプライアンス推進・人材開発グループを令和5年10月に総務部に移設し、組織全体の更なる意識改革や風土改革に向けて、以下の取組を実施した。なお、コンプライアンスに関する認識度を調査したところ、コンプライアンスに対する意識と行動に関して約96%の役職員が「前年度に比べ向上した・前年度以前に向上した状態を維持している・変化しつつある」と回答している。 ① 個別育成プログラムによる人材育成の推進 令和5年4月に個別育成プログラムの実行性を向上させることを目的に、これまで教育実施者が育成対象者に一方的にヒアリングする面談方式から、まずは育成対象者自らが各項目について振り返りシートを作成した上で、当該育成対象者に必要な項目を深掘してヒアリングする面談方式に変更するととも	り伝えていくことが重要との考えにより、全受講生からのレポート（管理職としての決意等）を理事長が確認した上で、全管理職一人一人にメッセージを発出することにより、管理職としての意識の醸成、組織力の向上を図った。また、全職員（非常勤職員を含む）向けに「コミュニケーション活性化研修」（全14回）を実施し、相手の心情に配慮しながら自分の考えを伝えるアサーティブコミュニケーションについて学ぶことにより、所属部署内でのコミュニケーションの活性化を図った。加えて、ナスバでは多くの非常勤職員が在籍していることから、非常勤職員に期待していることや役割等を明記した「非常勤職員の皆さんへ」を作成し、当該資料を活用した研修の実施や、各支所独自のマニュアルや業務手順書、取組を本部で集約、整理して全支所へ情報共有し、これらを参考に各支所において更なる業務効率化、人材育成に繋がるマニュアルの検討・策定等が推進されるなど、職員の育成、研修実施の取組を強力に推進した。 以上のとおり、職員に寄り添った働き方改革、ワークライフバランスの推進、優秀な人材確保、職員の資質向上や人材育成を図っており、これらの取組については年度計画	
--	--	--	--	--	--	--

				に、個別育成プログラムと面談記録が一体となった様式に変更し、個別の状況を踏まえた育成計画により、OJT 等を実施し、若手職員から管理職までの人材育成の強化を図った。 また、個別育成プログラムによる人材育成の推進を図ることを目的に、管理職の階層別研修において個別育成プログラムの重要性に関する研修を実施した。 ② 管理職強化を図るための取組の実施 ・組織運営に重要な役割を担う支所長のリーダーシップとマネジメント力強化を図るため、理事長から支所長に期待するメッセージや支所長としての心構え、コンプライアンス遵守と人材育成、業務改善等支所運営に必要な意識・知識を明記した「支所長マニュアル」により、令和 5 年 4 月に新任支所長等に支所運営に必要なスキル、知識の習得を図るための支所長マネジメント研修等を実施するとともに、理事長自ら全主管支所長に対し、主管支所長の役割を認識させ、マネジメント力向上等を図るための新たな研修を実施した。 ・引き続き全国支所長会議において経営理念及び経営方針、部下の育成等に関する研修及びコンプライアンス徹底について、自ら考える個人ワークを取り入れた研修を実施した。 ・管理職を対象とした E ラーニングとして、引き続きリスクマネジメント〔令和 5 年 6 月から令和 5 年 7 月〕を実施し、管理職の役割を認識させるとともに必要なスキル・知識の習得を図った。 ③ 主管支所・支所等の意見を参考にした研修の実施 職員から財務諸表の見方を学び、ナスバの職員として、運営や財務の状態を理解した上で仕事をしたいとの財務諸表に関する研修の実施について要望があったことから、新たな研修として、非常勤職員も含めた全職員を対象者に「財務諸表等に関する研修」を実施した。任意参加であったが、80 名以上の職員が自ら参加し、財務諸表の見方を理解したことにより、自分たちの業務と組織運営の繋がりが明確になり、モチベーション向上に繋がった。	を大きく上回っているものと判断し、A 評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き、必要に応じた研修カリキュラムの見直し等を行いながら、職員の資質の向上及び育成を行う。また、必要に応じて「ナスバ人材育成方針」を改訂し、職員の意欲を向上させるとともに、職員の能力を活かす人事管理や組織作りを推進する。	
				1 1) 引き続き、勤務評価を適正に運用し、評価		

					結果を勤勉手当及び定期昇給の判定に反映させた。 1 2) 産業カウンセラー資格取得を促進するため、本部が知識向上に繋がる資料等を準備して周知するとともに、各職場において、自己研鑽しやすい環境を整備する等した結果、令和 5 年度において、新たに 25 人が産業カウンセラー資格を取得した。産業カウンセラー資格を取得した職員は、本部等で行っている第一種カウンセラー資格要件研修終了後にカウンセラーとして指名し、適性診断業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。 また、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2 級）においても、新たに 27 人が受講し、被害者援護業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。 1 3) 職員の資質向上を図るため、以下の業務別専門研修及び階層別研修を実施した。 ① 指導講習業務における講師の育成強化 ・第一種講師※ 1 に指名するための要件の一つとして規定されている運行管理者資格者証の交付を受けるために、その試験の受験資格となる基礎講習を 32 人に受講させた。 ・運行管理者の指導講習において講義することができる第一種講師を育成するため、19 人に対して第一種講師資格要件研修を実施した。 ・飲酒運転防止指導の観点から、飲酒が身体に及ぼす影響等について専門教育を行う講師を育成するため、「ASK※ 2 の飲酒運転防止インストラクター養成講座」を 27 人に受講させ、育成強化を図った。 ※ 1 第一種講師：（基礎、一般）基礎及び一般講習について講義できる講師 ※ 2 ASK：（NP0）アルコール薬物問題全国市民協会の 略称 ② 適性診断業務のカウンセリング技術の向上強化 ・初任診断や適齢診断等においてカウンセリングを実施することができる第一種カウンセラー※ 3 を養成するため、35 人に対して、第一種カウンセラー資格要件研修を実施した。 また、第一種カウンセラー及び第二種カウンセラー※ 4 251 人に対して、カウンセ	
--	--	--	--	--	--	--

					ラー教育・訓練を実施した。 ※3 第一種カウンセラー：特定診断Ⅱを除く適性診断に係る助言指導を行う者（産業カウンセラー資格取得者のうち適性診断の実施機関が行う研修を終了した者） ※4 第二種カウンセラー：全ての適性診断に係る助言指導を行う者（第一種カウンセラーのうち特定診断Ⅰの適性診断に係る助言指導について30事例以上の経験を有する者） ③ 運輸安全マネジメント業務の充実に向けた対応 ・認定セミナー※5 の講師を養成するため、安マネ初級研修を主管支所が実施主体となり、16人に対して実施した。 ・令和5年度から新たに国土交通省の認定を受けたリスク感受性向上セミナーについて、全国の主管支所が主体となって開催できるようにオンライン説明会を計2回実施し、要員の育成・確保を図った。 ・運送事業者へのコンサルティング業務及び講師派遣等を行うこととなる第一種コンサルタントを養成するため、以下の研修を実施した。 - 安マネ中級研修：14人 - レベルアップ研修Ⅰ：5人 - レベルアップ研修Ⅱ：11人 ・安全評価員※6 が運輸安全マネジメント評価業務を実施する際に、近隣支所の職員を対象に自動車運送事業者の課題や取組の事例等について知識を獲得する機会を設けられるよう、6支所、計7人に対して立会でのOJTを実施した。 ※5 認定セミナー：民間機関等が実施する運輸安全マネジメントセミナー等において、一定の基準を満たし、運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効であると国土交通省が認定したセミナー ※6 安全評価員：運輸安全マネジメント評価を行う者（資格要件：国土交通省が認める専門研修等を修了し、かつ評価業務の立会について一定の経験を有する者） ④ 被害者援護業務の質的向上に向けた取組 ・被害者の気持ちの理解 被害者の気持ちを理解することは、ナスバ職員として必要不可欠であることから、令和5年度の被害者支援専門員（コーディネーター）第Ⅱ種養成研修において、被害者団体の外部講師による体験談の講義を実施した。 ・専門研修の実施 各主管支所、支所において弾力的に業務		
--	--	--	--	--	---	--	--

					分担が行われている現状を踏まえ、引き続き、債権管理に係る研修については、事故対策事業推進員のほか、職員、非常勤職員を対象として実施し、専門知識の共有を図った。 また、令和４年３月から、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るため、現行のコーディネーターより高い知識を有するⅡ種コーディネーター（現行のコーディネーターはⅠ種）の養成を開始している。 ・「被害者援護促進の日」の活用 組織として被害者援護業務の重要性に対する認識を高めるため、被害者援護業務主担当以外の職員を対象とした被害者援護業務関係勉強会を主管支所で実施。 ⑤ 会計事務の基礎知識等の養成 ・経理事務に携わる職員 29 人に対して、会計事務研修を実施し、不正行為防止の心構え及び会計事務の基礎知識等の習得を図った。 ⑥ 階層別研修の実施 ・新規採用職員、スタッフ、中堅職員（チーフ、アシスタントマネージャー）及び管理職員（マネージャー、支所長、主管支所長）に対して、引き続き階層別研修を実施し、職員の資質向上を図るほか、コンプライアンスや人材育成に関する事例等を題材に職員が自ら考えるタイプの研修を実施し、コンプライアンスの重要性や階層別の責任、機構職員としての責任のあり方などを理解させた。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4．その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－4	自動車事故対策に関する広報活動		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	広報活動件数	－	2,274 件	2,352 件	2,677 件				
	ナスバホームページ アクセス件数	－	582 万件	557 万件	523 万件				
	SNS（Facebook）の 閲覧件数	－	14,776 件	18,074 件	23,319 件				
	SNS（X(旧 Twitter)） の閲覧件数	－	－	277,769 件	415,699 件				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について、テレビやラジオ、新聞、SNS など広く国民に知ってもらうための取組を中心として効果的に広報活動を行う。 さらに、自動車事故発生の防止や被害者支援の啓発に資するために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務等において	機構の業務を広く国民に知ってもらうため、事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し、組織一体となった広報活動を実施します。 これまで実施してきた広報活動における好事例等のポイントを集約・解説した広報ガイドラインを作成し、組織内において水平展開することによって、ノウハウの活用を図	機構の業務を広く国民に知ってもらうため、事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し、本部・支所が一体となった広報活動を積極的に実施します。 これまでの広報活動により蓄積された好事例等のノウハウやポイントをもとめた広報ガイドラインを活用しつつ、テレビ・新聞・ラジオ等のメディアを活用した広範な広報活動の一	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ・広報活動件数 ・ナスバホームページアクセス件数 ・SNS(Facebook)の閲覧件数 ・SNS(Twitter)の閲覧件数 <評価の視点> ・自動車損害賠償保障制度及びナスバ業務を	<主要な業務実績> 1) ナスバの広報活動の強化 令和5年度においては、ナスバの認知度の向上が求められている状況を踏まえ、令和5年4月1日に施行された改正自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償保障制度の周知活動において、国土交通省と連携して、ナスバにおいて実施する被害者援護や自動車アセスメントに関する内容を周知した。具体的には、ナスバCMを作成することに加えて、テレビCM（全国63放送局で3,116回放送）やラジオCM（全国75放送局で2,778回放送）、交通広告（首都圏（JR東日本、東京メトロの各線、東京メトロの主要駅構内）、京阪神（JR西日本、大阪メトロの各線、大阪メトロの主要駅構内）におけるデジタルサイネージによる動画放映、デジタル広告（SNS・Web・動画サイト（アプリ）・Amazon）などの多様なマスメディアを活用し、幅広い層へナスバの周知を図るための広報活動に取り組んだ。また、全国の支所長等による都道府県警察に対する広報連携のアプローチによって、警察署や免許センタ	<評定と根拠>評定：A 全国組織である強みを活かした効果的かつ効率的な広報を企画及び推進するため、令和5年10月に「企画部」を「企画・広報部」に組織を改変し、自動車損害賠償保障制度及びナスバ業務に係る広報活動を着実に実施した。 特に、令和5年度の新たな取組として、テレビCMやラジオCM、交通広告、デジタル広告などの国土交通省と連携した広報を行うとともに、免許センター等におけるチラシ配布やPR動画放映などの警察と連携した広報を行ったほか、情報発信の拡充など、広報活動の強化を図った。	評定	A
							<評定に至った理由> 自動車事故対策に関する広報活動として、以下の取組を行っている。 ○「企画部」を「企画・広報部」とした組織改編による広報に係る一元的窓口の設置や、「広報ガイドライン」に全国各地のイベントの成功事例を追加し、各支所の広報活動を推進するための体制づくりを積極的に進めた。 ○地域に根差した広報を実施するため、各支所において、注目度の高い地元メディア、イベント、プロスポーツチーム、被害者団体等と連携し広報を実施することに加えて、今後も効果的に情報発信を行っていくために	

	自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝える機会などを拡大する。 とりわけ、被害者援護業務については、不知によりサービスが享受できないことがないようホームページや SNS、パンフレット、地方公共団体、障害者福祉関係団体、医療機関、警察損害保険会社、学校等の関係機関との連携を通じた事業内容や利用方法の周知を積極的に行う。	り、広報活動の質の向上を図るとともに、関係機関に対し、全国均一の働きかけを推進します。 交通安全フェア等における国等と協力した周知活動に加えて、SNS の効果的な運用、テレビ・新聞・ラジオ等のメディアを活用した広範な広報活動等を積極的に実施し、さらに、当機構の各事業が連携して広報活動を実施することにより、当機構の認知度のさらなる向上に積極的に努めます。 特に、被害者支援の啓発のために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務等や自動車事故被害者の創作品を展示するナスバギャラリーの設置、訪問支援等により収集・集積された情報の伝達を通じて、自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝えていきます。 さらに、被害者援護業務については、不知によりサ	層の充実を推進します。 また、交通安全フェア等における国等と協力した周知宣伝活動や被害者団体等との連携、SNS の発信強化等を実施するとともに、機構の各事業が連携して広報活動を実施することにより、機構の認知度向上を積極的に図ります。 自動車運送事業者等に対する安全指導業務等や自動車事故被害者の創作品を展示するナスバギャラリーの設置、訪問支援等により収集・集積された情報の伝達を通じて、自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝えていきます。さらに、被害者援護業務については、不知によりサ	広く国民に知ってもらうため、本部・支所が一体となり、関係機関と連携し、積極的かつ効果的な広報活動を行っているか。 ・被害者支援の啓発のために、自動車事故被害者の置かれた実態を広く周知する取組を行っているか。 ・被害者支援業務について、不知によりサービスが享受できないことがないよう、関係機関と連携した周知活動を積極的に行っているか。	ーにおけるナスバ業務を含めた自動車損害賠償保障制度に関するチラシの配布（554 箇所、32 万枚）や動画放映（75 箇所）のほか、都道府県警察のホームページにおけるナスバのホームページへのリンク（39 箇所）のほか、X（旧 Twitter）のフォローやリツイートによる連携が実現し、警察との連携による広報活動の充実を図った。 また、本部と全国の支所が一丸となってメディア等の関係者との関係づくりに取り組むとともに、各支所において、警察等の関係機関が開催する各種イベントに参画するなどして、ナスバが実施している被害者支援、安全指導、自動車アセスメントに関する広報活動を実施（203 件）した。 さらに、ナスバ業務の認知度向上、自動車損害賠償保障制度に関する広報活動の一環として、引き続き、国土交通省・損害保険会社等の関係機関と連携して作成した自動車損害賠償保障制度広報・啓発のポスターを全国の支所で掲示するとともに、リーフレットを適性診断の受診者・指導講習の受講者に配布し、同制度の周知を図った。 特に、次に掲げる本部・支所の取組を行うとともに、新聞社等のメディアに対する働きかけを積極的に行った結果、ナスバが実施する被害者支援や事故防止対策について、テレビや一般紙・地方紙、ネットニュースなどの様々なメディアで取り上げられ、ナスバ業務の周知に大きく寄与した。 ・ 広報活動の強化に向けた取組 令和 5 年度を広報元年として位置づけ、ナスバ全体で効果的かつ効率的な広報を企画及び推進するため、「企画部」を「企画・広報部」に組織を改編し、被害者援護部、安全指導部、自動車アセスメント部の広報展開に関する統括・支援を行うとともに、全国の支所のあらゆる広報活動に関して一元的窓口を果たすための体制を整備した（令和 5 年 10 月 1 日に改組）。さらに、全国の支所による広報活動の底上げを図るため、令和 4 年 9 月に策定した「広報ガイドライン」に各支所等で新たに実施したイベントの成功事例等を追加し、広報活動を企画する際に活用できるよう、「広報ガイドライン」の充実を図ったことで、組織全体で広報活動をより推進することができる体制が構築された。 ・ 広報活動の取組	また、令和 4 年 9 月に策定した「広報ガイドライン」に各支所等で新たに実施したイベントの成功事例等を追加し、広報活動を企画する際に活用できるよう、「広報ガイドライン」の充実を図るとともに、ナスバを多くの方々に興味を持っていただくため、「ナスバちゃん」がナスバの取組を紹介するアニメーション動画、ナスバの印象を訴求するクイズ動画を制作し、ホームページや SNS、イベントで活用しナスバの業務の周知を図った結果、Facebook については総リーチ数・フォロワー数の実績が令和 4 年度末と比較して 120%を超える成果となり、X（旧 Twitter）についてはフォロワー数が令和 4 年度末と比較し 200%を超える成果となった。各支所においても、地域の特性を活かした様々なイベントに参加するとともに、積極的なメディアへの働きかけによって、多くのテレビ局、新聞等に取り上げられ、交通事故被害者への支援の必要性や事故防止の重要性を効果的に発信する取組を行ったことで、ナスバ業務の認知度の向上を図り、かつ、地域特性を活かした効果的な広報ができる体制の構築を進めることができた。 さらに、被害者支援の啓発のため、ナスバギャラリーの設置や市原刑務所における「被害者の視点を取り入れた教育」プログラムでの講義を実施し、自動車事故被害者の置かれた実態に	地域メディアなどとの協力関係の構築を進めた。 ○県警や各運輸局と連携し双方の SNS で情報を発信することや、マスコットキャラクター「ナスバちゃん」による業務紹介動画を作成し掲載することなどにより、フォロワー数の増加に取り組んだ。 ○被害者支援業務について、不知によりサービスが享受できないことがないよう、地方自治体、警察、運転免許センター、医療機関、損害保険会社医療機関、日弁連交通事故相談センター等の関係機関と協力し、自動車事故被害者に必要な情報を確実に届ける「アウトリーチ」を意識した周知を行った。 以上により、年度計画における 所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、A 評価とした。 <その他事項> （有識者からの意見） ・ A 評価について異論はない。
--	---	--	---	---	---	---	--

		ービスが享受できないことがないよう、ホームページや SNS、パンフレットによる周知の他、地方公共団体、警察、損害保険会社、医療機関等の関係機関との連携を通じた事業の周知を積極的に行います。		ナスバを多くの方々に興味を持っていただくことで、ナスバの認知度向上を図るため、ナスバ公式キャラクター「ナスバちゃん」（以下「ナスバちゃん」という。）の可愛らしい姿を活かして、ナスバの取組を紹介するアニメーション動画、ナスバの印象を訴求するクイズ動画を制作し、ホームページやソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）、イベントで活用した。 SNS を活用した広報活動については、令和元年 6 月に開設した Facebook において、ナスバの各業務の紹介やイベント開催情報、プレスリリースの内容等に関する投稿を積極的行った結果、令和 5 年度の総リーチ数は 23,319 件となり、令和 4 年度（18,074 件）と比べて 5,000 件以上の増加（対前年度値：129.0%）、令和 5 年度末のフォロワー数は 554 人となり、令和 4 年度末（457 人）と比べて約 100 人増加（対前年度値：121.2%）させた。 さらに、令和 4 年 11 月に開設した X（旧 Twitter）において、Facebook と同様に積極的な投稿に加えて、複数の県警並びに北海道運輸局、東北運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、中国運輸局、四国運輸局及び九州運輸局の X（旧 Twitter）によるリツイートにより、SNS による情報発信をより一層強化した。そうした結果、令和 5 年度末の総インプレッション数は 415,699 回、令和 5 年度末のフォロワー数は 806 人となり、令和 4 年度末（400 人）と比べて 400 人以上増加（対前年度値：201.5%）させた。 また、今年度はナスバ設立 50 周年の節目であることを踏まえ、新たな取組として、全国 50 支所の地域特性を活用し、多くの集客が見込まれるメディアが主催するイベントへの参加及びプロスポーツの試合等の機会を捉えたイベントの開催や地域関係団体との連携により、多くの国民にナスバの認知を図った。 その具体的な取組として、仙台主管支所では、ナスバの取組について、地元情報番組や人気バラエティ番組への出演等による注目度の高い地元メディアにおいて露出を図ることや、地元の手オンラインメディアと連携し、ナスバの取組を各種 SNS において紹介してもらう（記事は 50 万以上のアクセス）など、地域に根差した効果的な情報発信を実施した。 福岡主管支所では、秋の交通安全運動期間	について広く周知を図るとともに、被害者援護業務について、不知によりサービスが享受できないことがないよう、地方自治体、警察、損害保険会社、医療機関等への訪問等を行い、支援を要する自動車事故被害者に必要な情報を確実に届ける「アウトリーチ」を意識した周知を行ったことで、多くの機関との連携を強化し、広報活動をより推進することができる体制が構築された。 上記の取組については、年度計画を大きく上回っているものと判断し、A 評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き、被害者援護業務事故防止業務及び自動車損害賠償保障制度に関し、戦略的かつ効果的な広報活動を積極的に実施することによって、ナスバの認知度向上に努める。 また、引き続き、ナスバギャラリーの設置や市原刑務所における「被害者の視点を取り入れた教育」プログラムでの講義の実施などによる被害者支援の啓発のための活動や、被害者援護業務について、支援を要する自動車事故被害者に必要な情報を確実に届ける「アウトリーチ」を意識した周知活動などにより、不知によりサービスが享受できないことがないよう、積極的な周知活動等に努める。	
--	--	---	--	---	---	--

					に多くの集客が見込まれる熊本市内の商店街イベント広場において、熊本県、熊本県警、JAF等の関係団体と連携した全国の支所で初となるナスバ主催の大規模なイベントを開催した。特に、自動車アセスメントの衝突試験車両の展示などを実施することに加えて、熊本県庁をはじめとする他団体マスコットキャラクターと「ナスバちゃん」の露出機会を設置することで来場者やメディアの注目を集める仕掛けづくりを参加団体と協働して作るなど、地域密着の情報発信に向けた主要な地域関係団体との連携関係の構築を進めた。 新潟主管支所では、プロサッカーチーム J1 アルビレックス新潟との連携したイベントを実施した。イベントの開催について、当該チームの公式ホームページ及び SNS において、イベントの告知が実現されたことに加え、ハーフタイムにスタジオ内の大型スクリーン（観客数約3万人）において、被害者支援のPR動画を放映するとともに、「ナスバちゃん」がピッチ内を一周する周知活動等を行うなど、地域で集客力のある団体との連携によるナスバの紹介を行った。また当該プロサッカーチームとの広報に係る協力関係の構築を進めた。 さらに、自動車事故被害者の実情を伝えることで、ナスバの取組に共感を持ってもらうことを目的として、昨年度に引き続き特定非営利活動法人いのちのミュージアムと連携した広報を実施した。特に東京主管支所では、昨年度に引き続き、交通事故被害者にスポットを当てた「生命（いのち）のメッセージ展」を管内の支所で順次開催し、適性診断受診者をはじめ、一般の方々にも、「交通事故被害者」と「事故によって失われた生命」、「自動車を運転する責任」について問いかける周知活動を行うとともに、メディアへの働きかけを行った結果、ローカルテレビ、新聞、WEB ニュースなどにおいて取組が紹介された。 特に工夫した取組として、神奈川支所では、オープニングセレモニーにおいて被害者家族の方からの特別講演を取り入れた結果、神奈川新聞に講演の模様や内容等が掲載された。また、来場者（583人）に対して行ったアンケート結果では、生命のメッセージ展について「参考になった」との回答が98.5%、の結果であったほか、「改めて命の大切さ、そして安全運転の大事さを再認識し、今まで以上に安	
--	--	--	--	--	---	--

					全運転を心がける。」といったコメントが寄せられた。 2) 全国交通安全運動での PR 活動 全国交通安全運動の一環として、各種イベントに参加し、被害者支援、事故防止対策及び自動車損害賠償保障制度等に関する PR 活動を実施した。 3) ホームページの活用 ナスバ業務の認知度向上の一環として、「ナスバちゃん」を活用してナスバの取組を紹介するアニメーション動画をホームページで紹介するための特設バナーを新設し、ナスバの取組を発信できる環境を整備した。 4) ナスバ概要（パンフレット等）の配布 ナスバの総合的なパンフレットを令和 5 年 8 月に刷新し、ナスバちゃんの紹介ページを追加するとともに、ナスバちゃんのデザインを盛り込むことにより、親しみを感じてもらえるデザインとし、地方自治体、関係機関に広く頒布するとともに、各種イベント等において多数配布した。 また、自動車事故被害者に向けた「被害者援護業務紹介リーフレット」、「被害者援護業務紹介チラシ」を作成し、全国に支所を有する体制を活用し、地方自治体、関係機関に対し周知を行った。 5) 自動車運送事業者等に対する自動車事故被害者の実態の周知 ナスバ安全マネジメントセミナーや指導講習等の安全指導業務において、自動車事故の被害者・遺族団体と連携し、自動車運送事業者等に対して自動車事故被害者の置かれた実態について広く周知を図った。 6) ナスバギャラリーの設置 自動車事故被害者（交通遺児や重度の障害を負った方）が描いた絵画・書道等の創作品を展示する「ナスバギャラリー」を支所内に設置し、被害者援護業務に関する広報活動を実施した。さらに、一部の支所においては、広報イベントにナスバギャラリーを設置するほか、リニューアルしたナスバギャラリーを活用して、広報活動を実施した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

					また、一般社団法人日本自動車会議所の協力を得て、出張方式の「ナスバギャラリーIN 東京」（日本自動車会館）を開催した。開催期間中（令和5年11月27日～令和5年12月1日）は、来場者（延べ513人）に対し、自動車事故被害者（療護施設入院患者含む）の作品を紹介するとともに、ナスバ被害者援護業務紹介リーフレットを配布した。令和5年11月28日には、介護料受給者であるナスバギャラリー出展者が親子で見学に訪れ、その様子が多数のメディアで報道されるなど、自動車事故被害者への支援の必要性や安全運転の意識の醸成に寄与した。 7）市原刑務所（交通事犯受刑者を収容している施設）における「被害者の視点を取り入れた教育」プログラムでの講義の実施 令和5年9月及び令和6年1月、市原刑務所で受刑者に対する更正プログラムの一環として講義を実施した。この講義は、「自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその家族の心情を認識させ、被害者及びその家族に誠意を持って対応していく意識とともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる」ことを目的として、安全指導業務でのドライバー等に対する教育の経験や訪問支援等で被害者と直に接する中で培った幅広い知見を基に加害者に対する被害者の声も含めたものであり、ナスバにしかできない講義として、平成27年度から継続的に実施し、功績を高く評価されている。 8）地方自治体等への訪問等、関係機関と連携した周知活動 被害者援護業務については、不知によりサービスが享受できないことがないよう、支援を要する事故被害者に必要な情報を確実に届ける「アウトリーチ」を意識した周知を行うため、地方自治体、警察、損害保険会社、医療機関等への訪問等を行い、被害者援護業務の周知依頼を実施した。 9）医療機関と連携した広報 全国の3次救急医療機関(301施設)に対して、被害者援護業務紹介リーフレットを送付して周知の協力依頼を行った。 また、全国の医療ソーシャルワーカーを会員とする公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会（会員数：5,598名）のホームページでの	
--	--	--	--	--	---	--

				ナスバの被害者援護業務の案内を実施するとともに、会員に対して被害者援護業務紹介リーフレットを送付して周知依頼を実施した。 1 0) 日弁連交通事故相談センターとの広報活動の相互協力 日弁連交通事故相談センターとナスバで更なる制度の周知を図るため、双方のリーフレットを同センター各支部とナスバ各支所に備え置くこととした。 また、同センター京都支部では、ナスバ主催の介護料受給者等の交流会において、同支部の弁護士が成年後見制度の説明に加えて、個々の相談にも対応していただくとともに、同支部が主催する「高次脳機能障害に関する研修会」(弁護士 50 名参加) では、ナスバの被害者援護業務について周知を図った。 1 1) 交通事故被害者サポート事業(警察庁主催)への参画 警察庁主催の交通遺児等支援担当者(学識経験者、各県警察、地方自治体、被害者支援団体等)による交通事故被害者サポート事業に参画し、交通遺児等のニーズを把握するとともに、以下の取組に相談窓口等関係者として参画した。 ・全国を対象とした「自助グループ運営・連絡会議」(令和 5 年 10 月 10 日: オンライン配信で開催)に参画した。 ・静岡県、愛知県、長野県の関係団体を対象とした「交通事故被害者等支援に関する意見交換会」(令和 5 年 10 月 24 日: 愛知県で開催)に参画した。 また、全国を対象とした「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」(令和 5 年 11 月 21 日: 兵庫県、オンライン配信で開催)に参加した。 <参考> 交通事故被害者サポート事業について 交通事故被害者等が回復に向けて歩み出すことができる環境を醸成するため、警察庁が主体となって以下の事業を実施した。 ① 交通事故被害者等支援に関する意見交換会 被害者支援に携わる関係者が事例紹介や意見交換等を行うことによって、関係者間の連携強化、支援業務の充実を図る。(体制: 支援に携わる専門家、遺族、自治体等) ② 自助グループ運営・連絡会議		
--	--	--	--	---	--	--

					専門家による被害者支援に関する講演、被害者による事例紹介や意見交換等を行うことによって、被害者の回復のための自助グループ活動を促進。（体制：被害者支援センター、被害者団体等） ③ 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム 交通事故で家族を亡くした子供の支援について、専門家による講演や遺族体験談の発表等を通じて、保護者等の関係者に必要な情報を発信。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし